

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 7 ) ( 20 . 1 定 )			
日 時	平成 2 0 年 3 月 1 3 日 ( 木 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 会	午後 5 時 2 4 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大竹委員長、菊地副委員長、千葉・吹田・高橋・濱本・佐々木・ 新谷・前田 各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・経済・市民・ 福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、総務部参事、保健所長、 会計管理者、小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			
記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、吹田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。斉藤陽一良委員が高橋委員に、山口委員が佐々木委員に、北野委員が新谷委員に、横田委員が濱本委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

共産党。

-----  
菊地委員

地上デジタルテレビジョン放送の対応について

平成 20 年度の予算説明書から地上デジタルテレビジョン放送の調査についてお尋ねします。本予算説明書の中では、教育とか消防などでこの調査費が計上されています。実は、昨日の予算特別委員会でその目的、内容については答弁をいただきました。この調査結果で 23 年をめどに地デジ対応をしていかなければならないと思うのですが、庁舎内のあちこちでそういう必要が出てくると思いますが、その費用の算定予測と、今回提案された財政計画の中にそういったことは反映されているのか、そのことについてお尋ねします。

（財政）中田主幹

まず、市の予算関係、一般会計で申し上げますけれども、今年度で調査費として約 260 万円計上しております。その内容といたしましては、小樽市の公共施設が電波障害になっているという建物がございます、その影響を受ける範囲の電波の調査とか、建物内の配線とか、そういうものの経費として計上いたしております。次年度以降は、調査した結果を受けまして工事費が発生いたしますけれども、それを健全化計画に位置づけて、今回、見直しをしているところでございます。

菊地委員

その費用の算定予算はわかりますか。

（財政）中田主幹

来年度以降の工事費につきましては、詳細はまだわかりませんが、大体おおよその概算で申し上げますと約 1,600 万円になるのではないかとということで見込んでおります。これにつきましては、その調査結果を受けまして額が増減するものというふうに考えております。

菊地委員

それで、地上デジタルテレビジョン放送に関連して、今度は企画政策室かと思えますけれども、今、アナログ対応のテレビからデジタルになりますと、テレビやアンテナをつけかえたり、チューナーを設置しないとテレビからの情報は受けられなくなると思うのですが、例えばそういう場合に生活保護を受給されている方や低所得者、そういった方への対応について、総務部としては何か手だては考えていらっしゃるのでしょうか。

（総務）企画政策室相庭主幹

地上デジタルテレビジョン放送の低所得者向けの対策ということですが、昨年 8 月、総務大臣の諮問機関であります情報通信審議会という組織から、まず第 1 点ですけれども、デジタルチューナーを低価格にするように、具体的には 2 年以内に 5,000 円以下でつくれるようにという答申がございました。第 2 点は、低所得者向けの対策ということで、具体策について、今年夏までに検討してほしいという答申がございます。これを受けまして総務省の

方では、第 1 点のチューナーにつきましては、答申どおり 5,000 円程度のものを開発してほしいということをメーカーに要請しております。また、低所得者向けの具体策については、総務省では今年の夏をめどに検討しているということで承知しております。

菊地委員

わかりました。

税等過誤納金還付金について

予算説明書の 90 ページに総務費で税等過誤納金還付金 1 億 8,000 万円とありますが、これは前年度の予算説明書と比べると 1 億 1,000 万円ほど多くなっているのですが、この内容について説明をお願いします。

（財政）市民税課長

過誤納還付金につきましては、税源移譲によって所得税率の変更による税負担の影響が、本来は所得税と住民税で相殺されるという制度でございますけれども、所得が減って所得税がかからなくなった方の場合については、旧の税率に戻して還付するという制度が今年度に限りありますので、その影響額が市・道民税合わせて 1 億 3,000 万円ぐらいになるだろうと思われま。これにつきましては、今、去年の収入状況を調査しておりますので、1 年前の状況を比較してみるとそのぐらいの金額になるということで、約 1 億 3,000 万円過誤納還付金を積算しております。

菊地委員

この 1 億 3,000 万円は、基準財政収入額については、税収として交付税の算定の基になっているのでしょうか。

（財政）財政課長

還付する額が交付税の積算上どうなるかということについてですが、今年 1 月 22 日、地方財政計画が、総務省から財政課長内かんということで通知が出ております。その中では、地方財政計画の中で個人住民税の還付の充当見込額については個人住民税の税収見込額から控除するというようなことが表記されております。それで、具体的な交付税の積算となりますと、原則地方財政計画の中で控除することになれば、当然地方交付税の中でも、基準財政収入額の中から控除されると考えられます。でも、交付税の積算の詳細については、恐らく新年度に入ってから具体的な積算の中身の通知がなされるかと思うのですが、現状としてはそこまでしかわかっておりません。ですから、結果的には地方交付税の詳細な積算の内容が明らかにされるまでは、この部分についてはちょっとわからないという状況でございます。

菊地委員

収入額として算定されて、その分地方交付税が少なくなって、差引きに影響が出るとしたら、今、必死で地方が財政を立て直して努力しているのに、そういう制度改革によってさらに地方に不利益になることについては、国に対してしっかり財源手だてを要求していくべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

（財政）財政課長

今の件につきましては、その控除する財源について、本来、所得税であったことから全額を国が見るべきでないかということで、地方から全国市長会を通じまして、これにつきましては国に要望を上げたところでございます。上げた結果として、先ほど私が言いましたように、地方財政計画の中の扱いは決まっているのですけれども、最終的な交付税の積算の中ではどうなるかという詳細については、ちょっと今のところわからない状況でございます。

菊地委員

以前、新谷議員がお尋ねしましたこの還付ですが、4 月 1 か月で行われるということで、おたる民報にも記事が出ていましたけれども、あれだけでは還付手続をする方がどれだけいるのかというふうに思いますけれども、周知徹底についてはどのようなことをお考えでしょうか。

（ 財政 ） 税務長

まずその周知に当たりましては、既に広報おたる 2 月号でその内容を掲載しているところでございます。また、今後につきましては、現在平成 20 年度の市・道民税の賦課作業をしておりますし、その賦課作業が終わった段階で、納付書を 6 月初めまでにすべて発送を完了する予定であります。そうしましたら、その賦課状況の中で対象となる方々を絞ることができますので、その方につきましては、こちらの方からまた新たに広報おたるなどを通じての周知と、はがきになるか手紙になるのかわかりませんが、何らかの手段を講じて、直接本人に通知したいということを検討している最中です。

菊地委員

ぜひよろしくお願いたします。

地方交付税の同額推移の根拠について

それで、財政健全化計画の見直しが示されましたので、このことについて若干お尋ねいたします。地方交付税の額なのですが、平成 20 年度、21 年度、22 年度ということで同額推移となっていますけれども、同額推移とした根拠についてお尋ねしたいと思います。

（ 財政 ） 財政課長

財政健全化計画の中での地方交付税の積算ということでございますが、平成 20 年度の地方交付税につきましても、本来、市町村分の伸び率につきましては、2.3 パーセントという伸びが示されております。小樽市については、詳細を積算した結果、臨時財政対策債を含むのですが、1.6 パーセントという伸びで見えております。そういう中で、昨年、総務大臣が 20 年度の地方財政計画を発表した際の臨時の会見の中で、20 年度の対策として起こした地方再生対策費の 4,000 億円程度の額につきましても、しばらくの間、地方の要望にこたえて措置をしていくという発言がありました。額の増減等はあるにしても、そういう対策をとっていかねばならないという発言もございました。それらを勘案して、20 年度の小樽市の情勢での伸び率なども勘案して、当分の間、同額と見たところであります。

菊地委員

しばらくと言っていますけれども、しばらくがいつまで続くのかというのが非常に不安定なところなのですが、昨年は参議院選挙の結果にも出ていますので、そういうことも大きく影響しているのかというふうに思います。

職員給与費の削減による地方税への影響について

今回の健全化計画は、人件費の削減が財源手だての大きな柱になっていると思うのですが、この職員給与費が大きく落ち込むことについて、来年度以降の地方税に与える影響についてお尋ねしたいと思います。

（ 財政 ） 税務長

職員給与の削減に係る市民税の影響額は一般会計で約 5 億円と言われております。それは平成 21 年度の課税分からの影響ということになります。影響額については、まず人的控除などいろいろな要件がありますけれども、一切そういうものを考慮せず単純に計算しますと、収入が 5 億円減る、それを課税標準とする所得に換算しますと約 30 パーセント減の約 70 パーセント相当分が所得となります。そうしますと約 3 億 5,000 万円。3 億 5,000 万円に、今、税率 6 パーセントですので、6 パーセントを乗じますと単純に約 2,100 万円が減少するという試算はできるかと思えます。

菊地委員

建設事業費の落ち込みについて

もう一点、普通建設事業についてお尋ねしたいのですが、昨日、我が党の北野議員も普通建設費のことについてお尋ねしたのです。平成 19 年度 3 月に示された健全化計画では、19 年度の普通建設費が 12 億 9,700 万円になっていたのです。今回示された 19 年度見込みで、ここで 1 億 7,400 万円ほど落ち込んでいるのです。そうしますと、20

年度以降新たな事業ということで掲載されているのですが、その落ち込みの部分も踏まえまして、19 年度に予定されていたもので 20 年度以降に見送ったものもあるのではないかとと思うのです。昨日、建設の関係はお尋ねしていますので、ほかの部でそういうものがないのかについて、ちょっとお尋ねしたいと思います。

（ 財政 ） 中田主幹

まず現行の計画値と、それと今回出した計画の額が 1 億 6,400 万円ほど減になっております。その内訳ですけれども、現行の計画を平成 19 年の 3 月につくりまして、その計画につきましては 19 年度予算をベースにしており、第 2 回定例会で補正をするということを見込んでおります。そして、2 定補正分で桃内廃棄物最終処分場の 2 期拡張の分などを見込んでおりました。それが当時 3 月見込んでいたときから建設の着工の時間が 2 年から 3 年に延びまして、その部分、19 年度の事業費が見込んでいたよりも下がっております。その部分と、それと重要文化財旧手宮鉄道施設修復事業費を第 4 回定例会で、減額補正をさせていただいておりますけれども、その部分と合わせて 1 億 6,400 万、19 年度で下がった要因となっております。

菊地委員

たびたびこの議会の中でも普通建設費については、この数年間で相当落ち込んでいるという議論もしていたのです。山田市長の体制になってから、最初の財政健全化計画は平成 12 年の 3 月に出されています。そのときには普通建設費が 76 億円あったのです。そういうところから見ると相当な落ち込みなのですが、この 12 年当時、事業をしようと思って計画されていたもの、そしてそれが普通建設費の落ち込みによって見送らざるを得なかったものというのではないのでしょうか。

財政部長

山田市長の就任当時、公債費の償還の部分がまだ高いウエートを占めておりましたので、そのときから建設事業を厳選して公債費の借入れを圧縮していかなければ、将来的に財政がもたないという、大変強い危機感を持っておりました。建設事業の選択に当たりましては、当時あった事業を中断するというのも重要な部分ではありましたが、むしろ継続事業はなるべく早く仕上げたしまって、新規事業に極力手をかけていかないということで、これだけの建設事業が今縮減されてきた大きな要因かと思っております。確かに市内の建設事業者からいろいろな声があるのは承知しておりますけれども、今のような状況の中で選択、判断していくことが責務だと思っております。

菊地委員

財政部長がおっしゃるように建設事業費がどんどん落ち込んでいるということで、地域の建設業の仕事をしている人たちからは、経営の苦しみを相当訴えられていると思うのです。北海道商工団体連合会が調査した内容なのですが、建設業の経営が急速に悪化し、もう既に半数の建設業者が昨年の所得が 300 万円以下という状態になっているということです。普通建設事業費の落ち込み、それから職員の給与削減による財政計画というのは、結局は地域を疲弊させていくだけというふうには、この財政計画について私は非常に懸念をしているところなのです。財政部、それから職員の皆さんが必死になってこの収支計画をつくり上げてきたという一面もあるのですが、共産党は平成 20 年度予算で職員給与削減を大幅に圧縮して、削る分を少なくして修正案を立ててみました。それで、共産党の修正案どおりに、もしこの 20 年度予算が執行されるとなると、この後の財政計画は大幅な見直しの方向も出せるのではないかと考えています。後ほど提案させていただきますので、そのことも含めて皆さんでぜひ御検討いただければということをお願いいたします。

新谷委員

乳幼児医療費の助成拡大について

北海道が小学校卒業までの子供の入院の医療費を助成するというので、これを受けて札幌市などでは医療費の助成拡大を行います。この制度はやはり少子化対策にとって有効であり、小樽市でもぜひ実施していただきたい

と思うのですが、その予定がありますか。また、財源措置としては、どのぐらいなのか教えてください。

（福祉）高齢・福祉医療課長

乳幼児医療助成ですが、この制度は北海道の事業ではありますけれども、市町村との共同事業という形で行っておりまして、市でいったん助成したものに対して、道が補助してくれるという形で実施しております。そういう中では、私どもといたしましても、道の制度に準拠した形で今までも実施しておりますので、道の改正が一応 10 月を予定しておりますので、同じような内容で次回の定例会に提案させていただいて、取り組んでいきたいというふうに考えております。

金額ですけれども、今は就学前ということでゼロ歳から 6 歳までという方を対象にしておりますけれども、その後、小学校卒業までの方を対象にいたしますが、それで拡大する部分というのは、委員がおっしゃったように入院の部分だけですので、大体 1,000 万円程度になるかというふうに考えております。

新谷委員

その半分の財源でよろしいのですね。

（福祉）高齢・福祉医療課長

今私が言ったのは、小樽市ベースの額でございまして、この半分が補助金として道から来るという形になっております。

新谷委員

第 2 回定例会で提案されるということですが、ぜひこれを実施していただきたいと思います。

学校給食費について

学校給食費が値上げをするということで、一人年間、小学生は 2,200 円、中学生は 2,200 円から 2,750 円の負担となり、兄弟でいると結構な負担になるのではないかと思います。給食内容、メニューを一応工夫したということなのですが、どうしても上げざるを得ないのですか。もっと工夫がないのでしょうか。

（教育）学校給食課長

給食費の平成 20 年度の改定ですが、小学生 200 円、中学 1、2 年生 250 円ということで、改定をいたしたいと思っております。それで、私どもは教育委員会で決定をさせていただきますけれども、その前段に小樽市学校給食運営協議会に給食内容、それからこの給食費の水準について検討を願って、答申をいただき、決定をしているところでございます。そうした中で食材費全般が、今般、相当上昇しております。それで、単純にいきますと相当額の改定にもなるのですが、委員がおっしゃられましたように給食内容の一部の見直しも含めて行いました。ただ、一部の見直しは行いましたけれども、給食の質の低下ですとか、若しくは子供が給食を残す量が結果として増えるのであれば好ましくないこととございまして、そういった面も勘案いたしまして、給食内容をパンから米食への一部変更ですとか、それから牛乳以外の飲物の見直しなど、そうした工夫も含めて、そしてまた、これから食材などの選定に当たりましても、品質の確保が第一であり、そうした前提をクリアする中で、より安価なものを選択し、経費の圧縮に努めていきたいと考えて、今回その改定についてお願い申し上げます。

新谷委員

この計画については、納得するものではありませんけれども、私も何年か前、中学校の給食を見させてもらいましたが、大変に残食が多かったのです。今それも考えて計算したということですが、もう少し突っ込んで見直しをしていただきたいと思います。

特定健康診査について

特定健康診査なのですが、平成 19 年度版おたるの国保に 27 年度までに生活習慣病の有病者・予備軍を 25 パーセント減少するというふうにありますけれども、年次ごとの目標というのは立てられていますか。

（市民）保険年金課長

今、委員がおっしゃいましたおたるの国保の記載の部分で、生活習慣病の有病者・予備軍を平成 27 年度までに 25 パーセント以上減らすという記載になっております。ただ、この部分につきましては、国から示されている参酌標準で 27 年度までの目標値として 25 パーセントという数字が示されておりまして、今回策定する実施計画につきましては 20 年から 24 年の 5 か年計画でございますので、その 5 か年計画の最終年である 24 年度につきましては、国から示されている参酌標準では、その予備軍等の減少率を 10 パーセントとすることとされておりますので、最終年を 10 パーセント減と、同率のもので計画を立てているところでございます。

新谷委員

平成 24 年度までに 10 パーセント減ということですね。その後 25 パーセント減というと、かなりきつい数字のように思いますが、受診券の送付、それから 4 月からの健診が遅れるようなことが広報に書いていますが、これはどうしてですか。

（市民）保険年金課長

平成 20 年度から高齢者医療確保法に基づきまして、国保としましては、国保加入者のうちの 40 歳以上 75 歳未満の方を対象としまして、特定健診、特定保健指導を実施することになる。このような形で準備を進めてきております。ただ、これ私ども国保連というのですかね、なかなか国からの通知もないという形の中で、国保連の準備も遅れておりまして、受診券の部分の発行の準備の段階でちょっと時間がかかっている。できましたら、3 月末でさわやか運河健診が廃止されますので、できるだけ特定健康診査等へ移行する空白期間は短くしたいと考えているのですが、先ほども言いましたように、そこら辺の情報なり受診券の発行にちょっと時間が要するというので、現在のところは広報おたる 3 月号でもお知らせしておりますが、5 月ごろに対象者に受診券と実施医療機関一覧を送付したいと考えてございますので、実際の受診につきましては、その受診券を持っていく形になりますので、その 5 月ごろという形で、若干今までは 4 月から受けられる部分のはずなのですが、そこら辺の部分に空白期間が生ずるのかなというようなことで考えております。ただ、できるだけその期間を短くしたいという部分で推し進めてまいりたいと思っています。

新谷委員

これはペナルティにもかかわってくる問題なので、今おっしゃったように、なるべく早く取り組んでいただかないと、この指導にも影響してくると思いますので、よろしくお願いします。

それから、発病の危険度により、グループに分けて保健指導が行われるわけですが、これは厚生常任委員会に示された資料では、「当面、保健所が指導を行うこととする」というふうにありますけれども、この保健所の指導体制、人数、それから曜日、時間、また当面とはどういうことなのか御説明ください。

（保健所）健康増進課長

来年度からの特定保健指導の体制につきましては、現在のところ保健師が 2 名から 4 名程度、栄養士が 1 名から 2 名程度というふうを考えております。なお、当面保健所で行うことに関しましては、今後、対象者の方が、だんだん数が増えてくるものと予想されますので、保健所で現在の人数の中でどこまでできるかということについては、今のところはまだ未定ですので、そうした書き方になっているかと思えます。

また、時間帯とか曜日にしましては、現時点ではどういった特定保健指導の体制をとるかについてはまだ未定でございますが、基本的には日中の時間帯を考えております。委員がおっしゃられることにつきましては、たぶん特定保健指導の対象者はさまざまな方がいらして、日中働いている方とか夜間働いている方など、ライフスタイルも一様ではないというふうに保健所も考えておりますが、こうした方々に広く保健指導を実施するために、いろいろな時間帯に対応できる体制が重要ではないかと思うのですけれども、これまで保健所が、保健師が中心になって保健指導を実施してきた中で、なかなか生活習慣病の改善ができなかった、その大きな理由の一つといたしまして

は、対象者の方が自分から生活を見直し、自分から生活を変えていこうというところまで保健所でできなかった。言いかえると、その個人本人の意識を変えるところまではできなかった。こういった部分ができないと、特定保健指導は成功できないものというふうに考えております。

こうした中で、対象の方の便宜を図っているいろいろな時間帯に来ていただくということは、基本かもしれませんが、それだけでは特定保健指導は成功するものではなく、やはりみずから保健所に来ていただいて、保健指導を受けていただくというような考え方になるように、保健師が中心になって支援していくことが特定保健指導の基本というふうに考えております。

新谷委員

私が言いたいことも若干触れていただきましたけれども、今、病院も、それから歯科も、働いている人のために診察時間を 9 時前から行う、あるいは夜間診療などというふうに工夫してやっておりますけれども、やはり今、課長がおっしゃったように、働いている人というのはなかなか行く機会もない。しかも保健所 1 か所ということで指定されますと時間内に行くのは難しいと思うのです。ですから、時間を延長して指導を行うとか、あるいは一人一人の生活スタイル、個人任せにするのではなくて、やはりどうやってその本人の意識を変えることができるかといったら、やはりこちらから出かけて行って指導をしなければ、なかなか改善しないと思うのです。数値目標を掲げたのはいいけれども、改善がされないということにならないように、そういうようなことも必要なのではないですか。

（保健所）山谷主幹

委員がおっしゃられたように、いろいろな手だてによって支援していかなければならないと思っております。新年度から始まる特定保健指導は、およそ国の基準で、支援の回数とか種類とか、そういったものが決められております。それで、主に来ていただいての面接とそれから電話などによるフォローといったものが中心になりますが、ただ、委員がおっしゃられたように、その方の取組状況とか生活状況によっては、こちらから出向いて支援をしていき、決められた回数以外にもさらにプラスするといった支援も場合によっては、対象者の状態によっては考慮して対応していかなければならないというふうに考えております。

新谷委員

今、お答えをいただいたことで、やはり一人一人の改善に向けて頑張っていたいただきたいと思います。

それから、おたるの国保に、この生活習慣病の改善のためには、食事制限だけで減量すると脂肪と一緒に筋肉も落ちるので、運動習慣の改善、それが重要だというふうに書かれております。そのために速歩、早く歩くですね、それからジョギング、水泳、球技、ダンスなどがよいと書いてあります。こういうことで、個々人がやらなければならないのかもしれないけれども、なかなか一人ではできないということもありまして、運動教室のようなものが必要ではないかと思えます。それで、保健所ではこれまで健康総合大学で行ってきた内容であります。この成果について説明してください。

（保健所）健康増進課長

保健所では、健康総合大学を毎年実施しておりまして、平成 19 年度はまだ終わっておりませんので、18 年度の実績で申しますと、18 年度 201 名の方が入学していただきまして、入学前と修了時にそれぞれ体力測定、あと精神の状況などを確認するためにアンケート等をとっておりますが、大学に入る前と入った後での数値を比較した場合に、体力測定につきましては、下肢の筋力とか持久力、またバランス力などを測定しておりまして、92 名の方の比較評価をした結果、大部分の方にそうした体力の維持向上があるというような改善傾向が認められております。また、精神の方の評価につきましても、131 名の方に関して比較評価した結果、入学前と修了時との間の比較をしたところ、入学時にはちょっとうつ状態の可能性があった方 18 名のうち、修了時には 12 名の方が一応改善というふうに結果が出ております。

新谷委員

かなりの効果が得られたということだと思うのですが、先ほど個人が自覚してやらなければならない問題だということにおっしゃいましたけれども、やはり本当に個人でやるというのはなかなかできないものなのです。それで、今のような健康総合大学で行っていることとタイアップしたり、あるいは別なメニューで教室を開催するか、そういうことはぜひやっていただきたいのですが、いかがですか。

（保健所）山谷主幹

委員がおっしゃいましたように、運動習慣というのは、個人で取り組める場合もありますし、なかなか取り組めない場合もありますので、さまざまな場を提供していくことは、行政としての役割であると考えています。新年度、特定保健指導の対象者になった方に対して、健康総合大学の身体的プログラムの方を紹介して活用していただくようなことも予定をしているところです。ちょっと十分ではないかもしれませんが、そのように考えております。

それから、新しく始まる保健指導につきましては、もちろんそういった場の提供も大切だとは思いますが、まず御自分の健診結果で、どういったことが結果として起きているか、それから、運動だけではなくて食事もそうですけれども、そういった運動習慣のどこをどう変えていったらいいのか、それから運動習慣がない方であれば運動を新たに取り入れていった方がいいのか、それから習慣を持っている方であれば、今の回数で十分なのか、そういったところをよく理解してもらって、必要がある方には変えていくような、そういう場の提供とともに、そうした変化をさせていくための支援が非常に重要になってくると考えています。

新谷委員

健康総合大学の定員拡大があって、その中に入れていくということも考えているということによろしいですね。

（保健所）健康増進課長

現在行っております健康総合大学につきましては、講師の方の数の制限とか、教室によってはその対象者の方があまりたくさん入れない教室もありますので、十分かどうかはわかりませんが、できる限りそうした形で対応できるようにしていきたいと考えております。

新谷委員

教育委員会にも聞きたいのですが、水中体操、水中ウォーキングは相当長く取り組んでおりますが、その目的と効果についてお示してください。

（教育）生涯スポーツ課長

水中体操の目的と効果ということでございますが、水中体操は音楽に合わせまして水中で体操やジョギングを行うことによりまして、日ごろの運動不足を解消するという目的がございます。効果といたしましては、循環器機能の向上ですとか関節痛、筋肉痛、肩凝りなどの解消などの効果があると承知しております。

新谷委員

これを特別に取り上げたのは、国民健康保険のヘルスアップ事業で、山梨県の韮崎市で水中ウォーキング教室をやったのです。そうしましたら、体重、肥満度、BMIも減ったし、それから体水分量と体脂肪率も減り、血圧も下がったということで、非常に健康の効果があつたのです。こういう結果が出て、今お答えしていただいたように循環器機能、それから腰痛も緩和されたということが載ってまして、とてもいいスポーツだと思うのです。これもぜひ取り入れていただきたいと思いますが、この教室開催については、プラスしてはいかがでしょうか。

（保健所）健康増進課長

現在、保健所で行っている特定保健指導プログラムの中には、具体的な運動の部分をプログラムの中に組み込んでいるという形にはなっておりません。その理由といたしましては、さまざまな方がいらして、さまざまなライフスタイルがある中で、どういった運動が必要だという部分につきましては、委員がおっしゃるようにプールも効果があることの一つかと思っておりますけれども、それをそのプログラムの中に組み込みまして、それをすべての方に受

けていただくということについては、ちょっと難しい部分もありますので、これからこういった運動を紹介することが可能か、考えていきたいというふうに考えております。

新谷委員

今までそのヘルスアップ事業というのはやっておらず、小樽の場合は医療費が高いということをずっと言われていましたけれども、何事も予防が大事ですし、そのための施策を幅広く考えて、こういう水中体操、ウォーキングを取り入れていただきたいと要望いたします。

室内水泳プールの必要性について

室内水泳プールが去年の 6 月に廃止されてから、高島小学校温水プールとかクラッセホテルで水泳教室を実施しておりますね。その利用人数の違いと、それから室内水泳プールを利用していた団体でプール廃止に伴ってやめた団体と人数について。それと、聞いた範囲では利用が少なくなっているようですが、どうしてその利用が少なくなったのか、高島小学校温水プールとクラッセホテルのそれぞれについてお示してください。

（教育）生涯スポーツ課長

室内水泳プールと高島小学校温水プールの 7 月から 2 月までの利用者数の比較でございますが、室内水泳プールの利用者数につきましては 2 万 8,234 人、高島小学校温水プール利用者は 1 万 9,750 人、8,484 人の減少ということになっております。また、クラッセホテルの水中体操の利用状況につきましては、2 コースありまして、火・木コースが 169 人、水・金コースが延べですが 614 人。合計延べ 783 人ということになっております。

また、室内水泳プールを利用していた団体で、高島小学校温水プールを利用しなくなった団体がどの程度かということですが、団体数としては 5 団体が利用しなくなりました。また、これらの団体の中には、室内水泳プールを閉館する前から高齢化等により活動を縮小していた団体とか、また、ほかの団体と合同で高島を利用している団体等がございます、実質は一、二団体が利用しなくなったという形で押さえております。

また、高島小学校温水プールの利用者が減少したということにつきましては、一般利用の方の減少が一番多くなっております。8,484 人の減少者のうち、一般利用者の方が 4,377 人、次に、高齢の方が 2,646 人という形で、全体の 83 パーセントがこのような方々というような形になっております。これにつきましては、利用団体が 2 団体全くいっしょらなくなったということでお話ししましたが、この団体数が減ったということも一つ原因になると思います。20 人が毎週使いますと、60 週ということで 1,200 人ぐらいの減少、こういうような形にもなりますものですから、それが一つの要因。また、プールの場所という問題もあるものと考えております。ほかに、民間のプールに利用者数について確認いたしましたところ、若干であります。民間のプールの方の利用も増えているという話も伺っているところでございます。

新谷委員

クラッセホテルの利用状況が 783 人ということで、これは定員 2,400 人ですので、かなり落ちているのではないかと思います。この理由はちょっとはつきりわかりませんが、課長が話されましたように水中ウォーキング、水中体操というのは非常に健康にいいわけですから、ぜひ当面できるまでは、もう少し利用を図るようにしていただきたいと思っております。

それで、新総合計画策定に係るアンケートでは、小樽市の将来都市像で市民が一番望んでいることについて、トップは「健康と生きがいのある福祉・医療のまち」になっています。それから、市外に転出したいという人のアンケートもっておりますけれども、その理由はやはりこの「健康と生きがいのある福祉・医療のまち」ではないというようなことです。したがって、今度の総合計画をつくるに当たっては、「健康と生きがいのある福祉・医療のまち」ということを十分に取り入れたものをつくっていくのだと思います。それで、先ほど来お話をしております水中ウォーキングなどを行う、プールの必要性がますます高まっていると思っておりますので、ぜひこれを、市長はたびたび計画の中に入れていきたいということを答弁されており、基本計画はまだですけれども、ぜひ早めに建設

するように要望いたします。

（総務）企画政策室長

今、委員からも御指摘がありましたとおり、総合計画は基本構想と基本計画で構成するわけですが、基本構想の原案をつくって、それを審議会なり、パブリックコメントもとりましますけれども、そうした形で議論していただくという、そういう段階でございますので、今日委員から御発言のあった部分については、御要望としてお聞きしたいというふうに思っております。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

-----  
前田委員

公設青果地方卸売市場について

公設青果地方卸売市場に関連して質問をさせていただきます。

先日の質問の趣旨は、使用料が条例で取扱高の 1,000 分の 4 パーセントとなっていることから、売上高が仮に 60 億円あったときには、市へ 2,400 万円程度の使用料が入りました。しかし、売上げの目標数値が一時の半分以下の 32 億円となり、その使用料も 90 パーセント減免の 10 分の 1、128 万円となったことから支援原資といいますが、限界もぎりぎり、万策が尽きた感があるということから、これ以上の支援には、補助金の支出しか思いが浮かばない。このような趣旨から、これ以上深刻な事態を招く前に賢明な判断が必要かと、このように感じたものですから、質問に至ったものでございます。

市内の統計でとっておられると思いますので、小売店舗、これの推移、最大はどの程度で、直近ではどの程度になってしまったのか、この辺のことについてお聞かせください。

経済部次長

平成 16 年度の商業統計の調査の結果で申し上げますと、小売店舗、商店数は平成 16 年度 1,775 店舗となっております。

前田委員

ピークも聞いているのです。一時は、昭和の代だと思っけれどもどのぐらいあったのですか。

経済部次長

同じく、商業統計調査によりますと、調査の中ではピークは昭和 51 年の 2,849 店舗です。

前田委員

ざっと計算しても 1,000 店舗以上減っているということで大体わかりました。同じくこの卸売業者というのは、ピークと比べてどのようになっていますか。

経済部次長

まず、最近の商店数でいきますと、平成 16 年で 486 店舗でございます。調査の中で最大店舗数は、昭和 35 年の 949 店舗が最大でございます。

前田委員

それで今、答弁されたように、要するにピークから見れば半分以下になっているのです。

平成 16 年度で 1,775 店ですが、これらの店舗の中には、直近、商品の仕入れ先がなくなりやむなく廃業するという店舗もあるわけです。それで、ある小売団体では、札幌から業者を出して、10 社ほどの協力を得てわずか 2 時間ぐらいで、公会堂でやったと思うのですが、そういうところで 2 時間程度の商品見本市なんかをやって、そこへ小売店舗がざっと集まってきて、商品を見て品定めをしたという、そうした事例もあったわけなのです。

流通形態がもう激変をしまして、メーカーのセールスマンはおろか、一般の小売店では恐らくメーカーのカタログ

グなどもなかなか見る機会が少なくなったというのが今の状態です。

それで、食品センターが市場の中にあるのですが、これらの使われ方というのはどのような状況にあるのですか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

附属センターと言っておりますけれども、入居の条件は青果市場に出入りする小売等の関連業種の業者ということになっております。

前田委員

それで青果物も扱って、肉とか菓子とかジュースも扱っているから、そういうところで利用されているのだらうと思います。

あと、市場にかかわって、当然、勤めている方がいるだらうと思います。その人数と、あと買受人というのですか、出入りする小売店舗の方々、これらの人数というのは 1 日どのぐらいと押さえていますか。

（経済）公設青果地方卸売市場長

卸が 1 社、ここは社員約 30 名、仲卸が 12 社ございまして、約 100 名程度、それから小売ですけれども、登録されているのは昨年 12 月現在で 100 店舗、ただし毎日売買に参加されるという方は 60 件前後というふうになっていきます。

前田委員

1 日 160 人程度が、雇用の場としてこの施設を利用されている。働いている人にとっては、もう給料の源ですし、買受人にすれば商品の仕入れに来ているということだらうと思います。それで、本題に入りますけれども、今回 90 パーセントの減免を実施されようとしているのですけれども、この減免措置で樽一が本当に経営ができるのか、ここが問題なのです。それで、その根拠について伺います。

（経済）公設青果地方卸売市場長

平成 17 年 10 月から市も支援を続けております。前回の委員会でも説明いたしましたが、昨年の 10 月に有力な、取扱量が場内で 2 番目の仲卸が営業不振ということで仲卸業務の承認の取消しになりました。そういうことがございまして、売掛金が不良債務ということで、約 1 億 3,000 万円不良債権化しております。17 年から支援しておりますけれども、それ以降の今日までの累積欠損金が約 5,000 万円ございます。ということで、それらの解消計画という形で、売掛金については 10 年での返済、それから累積欠損金については 4 年で返済するというところで、健全化計画を立てたところです。それで、財源でございますけれども、売上げについては、今年、33 億円ぐらいの決算見込みでございますけれども、32 億円ということで、それに伴う粗利益を見越しております。それで、18 年度の比較になりますけれども、それで 3,300 万円ほど減になりますけれども、20 年度に当たりましては人件費の節減、それから各市場使用料、それから一般管理経費といいますが営業経費、これらの減額を見越して、約 8,500 万円の経費節減をするという見込みであります。それで、5,000 万円ほどの財源を確保しまして、先ほどの債務の償還に当たっていくということでございます。

前田委員

先日も、経済常任委員会所管のところでお聞きしましたが、そうしたことで、何か会議というか、協議はされていなかったようですけれども、ペーパーで再建計画を提示され、そのペーパーを判断してそういう結論に至ったということによろしいですね。

（経済）公設青果地方卸売市場長

樽一小樽中央青果株式会社再建計画案という形で文書をいただき判断いたしました。

前田委員

先日も部長の方から答弁をいただきました。それで、答弁をちょっと議事録に起こしてみました。「卸売業者の協力を得ながら、市場流通を増加する中で売上げの増加に努めたいということで 32 億円だというふうには私はずっ

おりますし、相当に厳しい目標を立てて頑張っています。しかし、一方ではこれまでの実績からすれば、我々としては何とか努力次第で達成できる数字だと考えております」ということで、今、場長の答弁があったかと思えます。そこで、後段の方を聞き返しましたところ、「この市場というのは、あくまでもやはり公平かつ適正な形の中で市民の食卓に安全な野菜や果物を届けなければならないという使命があります。そういったことがきちんと担保された形の中で、関係業者の方と十分に話し合いながら進めていかなければならない、このように考えている」という部長の答弁をいただいております。

市場機能を失うことなく、市民の安全・安心のため、大切な食料を供給していただく大切な施設です。今、聞きましたところ 100 人程度が働いて、毎日 60 人以上の買受人が出てくるという、そういう重要な雇用の場でもあります。また、統計や施設管理などを含め、民間が民間を管理するということには、難しい面も多々あるかと存じますが、このようなことを念頭に入れていただきまして、ぜひこの市場の存続を願うものであります。再度市長の御見解をいただきたいと思えます。

市長

市場の問題につきましては、先般の代表質問でも答弁をしましたが、この卸売市場をめぐる状況というのは、もう相当長い年数の中で、流通形態が変わってきております。私が思うには、公設の卸売市場としての使命というのはまだ続くのだろうかというのが一番心配です。一つは、もう市場外流通ということで、どんどん市場を通さないで荷物が入ってきているわけです。それから、産地直送とか、産地から直接小売に行っているとか、それから先般の議会でもお話がありましたように、給食の食材の関係で、契約栽培したらどうかという話まで出ているわけです。市場を通さないで農家から直接買えということですから、荷物が卸売市場に集まってこないという現状があります。

加えまして、平成 21 年度から手数料の自由化が始まります。これが始まったらどういう影響があるのかということ、これは、やはり産地の方としては高く買ってくれるところへ持っていくわけです。そこへ荷物を流すという、そういう状況も生まれるのだろうかというふうに思いますから、この市場をめぐる問題というのは、非常に消費者にとっては大事なところですから、これは当然維持していく必要があると思えますけれども、今の公設でいいのかどうかはやはり皆さんで議論した方がいいだろうというふうに思っています。

私も今年の初せりのときに、あいさつの中でも申し上げましたけれども、市場の運営委員会という組織もありますから、その中でこれからの市場のあり方というものを十分議論してもらって、そして 21 年度から始まるこの手数料の自由化という問題についてどう対応していくべきか、大いにやはり議論してほしいと思えます。私としては、市の職員が 3 人も 4 人も行っているわけですから、それは全部市費で賄うわけですから、手数料も 1 割しか入ってこないということであれば、ますます市の財政にも大きな影響を与えるわけですから、もろもろを考えて、市場のあり方というものをしっかりこの 20 年度の間に議論していきたいというふうに思っています。

前田委員

カラスの駆除と対策について

では、質問を変えます。今度はカラスの駆除と対策ということでお聞きします。それで、予算説明書の 19 ページと 131 ページ目の 41 万 8,000 円及び 50 万円の記載があります。これの使用目的についてお聞かせください。

（経済）農政課長

最初に、50 万円の方を説明いたします。これはカラスではなくて、農業被害の未然防止ということで農業被害が発生したときにキツネ、タヌキ、一応アライグマも入っていますけれども、その駆除のために北海道猟友会小樽支部というところと業務委託をしまして、その委託手数料ということで 50 万円を予算計上しているところであります。

（市民）総合サービスセンター所長

失礼しました。この私どもの 41 万 8,000 円につきましては、クマ対策と、それと蛇やマムシの駆除ということで

41 万 8,000 円を組んでおりまして、カラスにつきましては予算上は計上していません。

前田委員

カラスというのはどこにあるのですか。これはゼロ円なのですか。

（環境）藤田主幹

環境部で所管しております有害鳥の駆除業務委託、これにつきましては、環境部の方で桃内地区に最終処分場を持っておりまして、そこに群がってきますカラスを駆除するというので、猟友会の小樽支部と契約してございます。それで、全体の業務委託料としましては 188 万 6,850 円、これを平成 20 年度は予算計上してございます。

前田委員

部がまたがるかと思えますけれども、このカラスの駆除件数、被害内容、この一般被害と農業被害、漁業被害、そのほかいろいろあるかと思えますけれども、ちょっとお聞かせください。

（環境）藤田主幹

先ほども申し上げましたけれども、環境部で所管してございます廃棄物最終処分場、その農業被害対策ということで、桃内地区に限りましてカラスの捕獲をしてございます。5 年間の捕獲の数でございますが、これは銃器による捕獲でございます。平成 14 年度で 851 羽、15 年度で 403 羽、16 年度で 226 羽、17 年度で 126 羽、18 年度で 173 羽となっております。

（市民）総合サービスセンター 所長

総合サービスセンターでは、巣立ちの時期にはカラスが威嚇すると市民から通報があった場合、出勤し、ひなを確保して、山に放鳥するという形で対応しております。その数でございますけれども、平成 15 年がひなの数でございますと 90 羽、16 年が 121 羽、17 年が 101 羽、18 年が 42 羽、19 年が 25 羽ということになっております。

前田委員

環境部にお伺いします。カラスはピークで幾ら捕獲されてはいましたか。

（環境）藤田主幹

一番捕獲したときが平成 13 年度でございまして、銃器で 1,131 羽捕獲しております。

前田委員

私の記憶では 2,000 羽以上というのも記憶しているのですけれども、平成 18 年に 173 羽でしょう。10 分の 1 以下になっているのです。それで、このカラスと環境部に寄せられるごみの苦情との因果関係についてちょっとお聞かせください。

（環境）藤田主幹

桃内地区に限定して話しますと、特に最初、確かに平成 12 年度ころには農業被害ということがございまして、その対策のために猟友会等に委託をしているという経過がございます。現在、19 年になってきますと、非常にカラスの捕獲数も減っておりますけれども、猟友会のパトロールの皆さんの姿を見るとカラス自体が逃げていくといった状態になっておりまして、現在、桃内地区には農業被害ということは出ておりません。

前田委員

前の 1,000 羽台を捕獲していたころと違い、今はカラスの確認方法が変わってしまっているのです。それが、減っている大きな原因だと思っているのです。それで、何とかもとに戻していただくと、もとのようにはならないかもしれないのですけれども、カラスの被害が減るのではないのかと思っているのです。カラスというのは普通の鳥と違いまして頭のいい鳥ですから、今度はもう攻撃的になってきます。そういうことで、何とかしなければならぬという声が私にも入っており、何とか従前に戻してもらいたいというお願いなのですが、何とかありませんか。

（環境）藤田主幹

カラスの確認といいますが、その方法でございますけれども、確かに平成 14 年まではカラスの切断した両足をもって 1 羽と数えるということで確認しておりました。ただ、15 年から、捕獲したカラス本体の適正処理ということが話題となりまして、そういった観点から、受託者でございます北海道猟友会小樽支部と協議しまして、カラス本体をもって確認するということに変えております。

前田委員

そういう方法になったから減っているのです。だからもとに、戻していただけないかということなのです。

環境部次長

私も過去その担当をしていたのですが、結局散弾銃などでカラスを撃ちますね。そうしますと鉛の弾が体に入っているということで、結局森でとってそこに戻すと、あまりに地中に鉛が残るということで、全国的にも問題が起きたこともございまして、それであればきちんと全体で処理した方がいいのではないかと、猟友会ともいろいろ協議した中でそういう形態になった経緯がございます。ただ、そういうような形で処理をきちんとできるのであれば、足とは言わないのですけれども、猟友会の方とそのあたりを今後協議していきたいと思っております。

前田委員

猟友会から申し入れがあれば、見直す用意があるということでよろしいですね。

環境部次長

いずれにしても、その鉛の害などをきちんとクリアし、確認できる形で適切に処理ができるのであれば、その方法を猟友会とも話し合ってみたいということでございます。

前田委員

橋りょう維持費について

建設部の方には、橋りょうの補修費 500 万円、これについて、使われ方というか内訳について質問いたします。塩谷川の塩谷駅前にかかる橋が現在どのような状況になっているかということ、それで今度どうしようと考えているかということ。それと、道河川であれば道の所管かと、このことについてちょっと御見解をお聞かせください。

（建設）建設事業課長

橋りょうの維持費の件でございますが、まず 500 万円の計上につきましては、近年、橋の高欄などのコンクリートのはく離とか、そういったものが著しく、その対応に計上しております。数といたしましては、まだ特定しておりませんが、数か所を考えております。

次に、塩谷川にかかる橋の件でございますが、この経緯を説明いたします。去年 11 月 13 日に橋の橋脚が腐っているという通報がございまして、確認しに行きました。現場を確認したところ、木製の橋が腐っているということでございました。また、橋の所管を調べたところ、この橋につきましては市の所管でございませんでした。塩谷川が 2 級河川でございますので、北海道の方に確認いたしましたが、やはり橋の所有者というのは確認できませんでした。しかし、市の所有ではございませんが、やはり危険だということで 15 日において通行止めとしております。通行止めをするに当たりましては、代替ルート、これは冬も含めての代替ルートが確保できるということと、それから奥に 3 軒の住民の方が住んでおりますが、2 軒の方には了承を得ました。1 軒の方は冬には札幌に行くということで、郵便受けの方にその説明書を入れておきました。そういったことから通行止めしております。

今後の考え方なのですが、市の所有ではございません。パトロールをしながら、今後、橋がどういった状況になるかわかりませんが、変化が起きた場合、河川管理者である北海道と協議して対応を考えたいと思います。

ボトルウォーターについて

水道局の方は、商品名ボトルウォーター、この平成 19 年度の決算見込み、売上げ、製造原価を引いたら利益が出

てくるかと思えます。あと、販売先について、道内、市内、本州いろいろあるのでしょうか。それと、今年度の取組はどうなっているのかと、19 年度との違い。製造体制、製造量、販売先、決算見込み、いろいろあると思えます。これらについて一括してお答えください。

（水道）総務課長

小樽の水の関係で答えさせていただきます。初めに、平成 19 年度の決算見込みの関係でございますが、販売予定本数は 13 万 5,000 本ということで見込んでおります。収入につきましては 964 万 6,000 円、一方、製造費用と P R 費用等を含めまして 780 万円の支出ということで見込んでおり、差引き 184 万 6,000 円の収入増ということで見込んでおります。

それから次に、販売店等につきましては、コンビニエンスストア、こちらの販売シェアが現在 25 パーセントを超えている状況です。あと、市内の販売店等のほかに観光地、堺町通、天狗山通、それから祝津方面等観光地のシェアでは約 20 パーセントという状況でございます。そのほかには、市有施設の自動販売機等にも設置しており、こちらの方のシェアも高くなっております。また、道外の販売店の関係でございますが、北海道どさんこプラザ、まるごと北海道といったように、首都圏における販売も行っております。また、物産協会を通じた道内の販売、そのほかには、民間の業者との連携による販売の展開も行っているという状況でございます。

平成 20 年度の取組につきましては、19 年度決算見込みと同様の販売本数という形で予算を計上しており、私どもとしましては、やはりこの営業ということが一番大事だということで、年に 2 回ほど顧客回りをさせていただいております。また、さらに販売店等の増加も必要でありますので、他のコンビニエンスストア等への働きかけ等も行いたいということで、20 年度は 19 年度と同じ販売本数を予定して、事業を進めてまいりたいというふうに思っております。

-----  
濱本委員

水産加工会社の倒産について

最初に、かつて約 100 億円ぐらいの売上げがあったと言われております水産加工会社が最近パートを含むのでしようけれども、80 人の社員の皆さんを解雇した後につい最近破たんをしております、新聞報道にもありましたが、負債総額も約 30 億円を超えるのではないかというふうに言われております。約 100 人の方がトータルで職を失ったというふうに聞いておりますけれども、市役所としては、関係諸団体、諸機関と連携をとり合って、この職を失った人を一日でも早くまた次の職につけるように努力をお願いしたいということと、もう一つ、まだ全然確定しておりませんが、30 億円を超える負債があるというふうに言われておりますので、小樽市内でも結構納入されていた企業、法人もあるかと思えます。そういうところで連鎖倒産が起きないように手だてをとっていただくようお願いいたします。

経済部長

ただいまのその倒産した企業につきましては、今、情報収集を急いでおります。ただし、その前兆として、約 80 人の方がその前の段階で解雇されたという経過がありますので、これにつきましてはハローワークの方とも十分連携をとりながら、対応を急いでいきたいということで考えておりますし、また今、濱本委員がおっしゃった、いわゆる債務の問題ですね。非常に大きい債務ですから、これがどういう形の中で市内企業に影響されてくるのか、そういったことを十分調べながら、この対応をいたしてまいりたいというふうに考えております。

濱本委員

こういうのを調べている間にまた次のということもあるので、ぜひ早急に取りかかっていたきたいというふうに思います。

給食費の改定について

次に、給食費の話で、近年、ガソリン価格の高騰もあり、燃料としてエタノールが非常に注目をされておりまして、このエタノールの需要増で砂糖が上がり、それに付随しているいろいろな食品が上がって、さらには小麦もこの 4 月から政府引渡価格が 30 パーセントか、40 パーセント上がるということでありまして。また、もう一つの状況としては、中国産冷凍ギョウザの事件で、いわゆる輸入食品に対する安全性の疑問が生じて、国産食品、加工食品も含めて国産へシフトしているという状況もあります。

そういう二つの要因の中で、この間も新聞報道にもありましたけれども、道内の学校給食費も高いところで 14 パーセント、安いところで 5 パーセントとかの値上げを検討している、若しくは実施をするというところがたくさんあります。先ほど若干質問がありましたけれども、小樽においても給食費の値上げを検討しているという話がありましたけれども、その前段に、この給食費の値上げというのはどういう手続でされるのか、教えてもらいたいのですが。

（教育）学校給食課長

本市における給食費の改定でございますけれども、教育委員会の所管事項ということで、教育委員会の方で決定をしております。それに先立ちまして例年、小樽市学校給食運営協議会に給食内容の関係と、それからあわせて給食費の水準について諮問をし、学校給食運営協議会において、その内容を検討する検討委員会を設置し、その中で検討をしていただいております。学校給食運営協議会につきましては、校長、それから教員、保護者等で構成される団体でございます。そうした検討を経まして運営協議会の総会で答申を決定いただきまして、教育委員会の方に答申としていただいております。私どもとしても、その内容を十分協議をして、給食費の改定について決定をさせていただいているところでございます。

濱本委員

過去、直近でいつ値上げがあつて、そのときは何パーセントで金額はどのくらいだったか、教えていただけますか。

（教育）学校給食課長

直近では、平成 11 年度でございます。ちょっと率は後ほどお知らせしたいと思うのですけれども、そのときの改定額としては、小学校、中学校とも月額 100 円という改定額でございます。

濱本委員

平成 11 年度からですから、相当時間がたっているので、値上げをしなくてはならないというのは、心情的にはわかります。それにしても、家計への負担ということは十分考えられるので、できるだけその幅については圧縮をしていただきたい。先ほども答弁にありましたように、食材の選定から始まって、消費カロリーの部分に関してはなかなか難しいのしょうけれども、そこら辺も含めて家計への負担がないように御検討いただきたいと思ひます。

それと、当然そのことの前提には、収納率の問題もあるのだらうと思ひます。たしか未納金が約 700 万円単年度で発生しているのだらうと思ひます。これは、いわゆる給食費全体から見れば、割合としては低いのでしょけれども、700 万円のキャッシュは大変大きい部分なので、そこら辺の未納金については、できるだけ回収されるように努力をしていただきたい。また、そのことによって、少しでもいわゆる給食費のアップが、1 パーセントでもコンマ 5 パーセントでも下がれば、そのことは最終的には家計にとってはプラスになるので、今、少子化で子供が 1 家庭 1 人しかいないとか、1. 何人しかいないということもありますけれども、その中でも、やはり 2 人、3 人と子供がいっしょの方もいると思ひますので、ぜひとも努力をお願いしたいというふうに思ひます。

教育部川田次長

今回の給食費の値上げに関しましては、今、学校給食課長が答弁いたしましたように、我々も家計に与える影響というのは、少しでも回避したいという思ひがございます。それで、今の中では、単純に小麦とか、それから米飯とかめんとか、単純に計算して上げていきますと、1 食当たり 8 パーセントくらい上がってしまう計算になります

けれども、先ほどもちょっと答弁をしましたが、パンの内容を工夫するとか、それから、ある程度メニューの見直しなどをしながら、やっと 6 パーセントぐらいに抑えることができるだろうということで、そういう上げ幅でいきたいというふうに考えております。

それからまた、収納率は 98.39 パーセントということで、18 年度は道内の市としては普通と思っていますけれども、ただ、未納金がありますので、やはりきちんと回収して、その中で少しでも子供たちに還元できるようにしたいというのは、我々の思いでありますので、今、学校の方とそうした納めていない方の確認とか、いろいろ原簿で名前をきちんと把握して、そして督促をきちんと出すというような形をとっていかなければならないというふうに思っております。そういう観点で新年度も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

濱本委員

地域再生計画について

平成 16 年の 6 月に、当時小泉元総理大臣の時代ですが、小樽が地域再生計画を申請しまして認定をされました。それから 4 年たったわけでありましたが、本年の 6 月で認定の期間が終了いたします。これまでのこの地域再生計画が認定されたことによって、経過とそれから成果、それからこれは延長が可能なのですが、今後 6 月で期限が切れた後、延長するか否か、そこら辺について最後にお聞きをしたいと思えます。

（総務）企画政策室相庭主幹

今の地域再生計画の関係でございますけれども、具体名で申しますと小樽グランプリ構想という案件でございます。これにつきましては、委員のおっしゃったとおり平成 16 年 6 月に認定を受けまして、北海道小樽グランプリ推進協議会が支援をする団体の対象ということで、内容といたしましては、地方再生支援のための特定プロジェクトチームの設置及び映画ロケ、イベント等カーレースに伴う道路使用許可の円滑化、この二つを支援措置ということで計画が認定されています。

それで、この計画に基づきまして、市内の公道を使ってレースを開きたいという小樽グランプリ協議会の構想の中で、この支援組織の中の特定プロジェクトチーム、いわゆる関係する国の機関とか道の機関、こういった方々によるチームをつくって、その中で、道路使用許可に当たって道路が使えるのかどうか、そういった法的な部分、それから具体的な選定、施行といったものについては検討してきたところでありますけれども、18 年にそれまでチャンプカーの誘致ということで小樽グランプリ協議会の方で取り組んでまいりましたが、資金面ですとか開催の体制がなかなかとれないということで、誘致を断念した状況になっております。

そういった中で、プロジェクトチームも、現在小樽グランプリ協議会が次の方向性を探っている中で、現在は開催していないという状況でございます。ただ、それで何も成果がなかったかということではなくて、これに伴いまして、先ほど申し上げました道路使用許可の基準の部分につきましては、この地方再生計画と並行する形で、16 年 3 月に警察庁の方から一定程度、「カーレースに伴う道路使用許可の取扱いについて」という通知が出ておりまして、この通知が出されたということも、この一つの公道を使ってのレースを地方再生でやりたいという取組の提案があったことを受けての成果の一つではないかと考えております。

それから、2 点目の期間延長についてですけれども、委員のおっしゃるとおり、地方再生法によりましては、期間の延長は内閣総理大臣の認定を受けるということになっております。ただ、これにつきましては、当然延長の理由が必要になります。ということは、これまでの経過ですとか、具体的にどういうことをやるのか、どれだけの期間が必要になるのか、そういったことが明確にならなければ、なかなか認められないと思えますので、これにつきましては、小樽グランプリ協議会の方のお話を承ってまいりたいというふうに考えております。

濱本委員

わかりました。要は、小樽市独断ではなくて、小樽グランプリ推進協議会の方と御相談をされて、今後の延長については検討されるということですのでよろしいですね。はい、わかりました。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

千葉委員

妊産婦健診について

平成 20 年度の主要施策にあります妊婦・乳幼児健康診査費について質問をします。妊婦健康診査につきましては、平成 19 年第 4 回定例会の中で必要性を訴えさせていただきまして質問をさせていただきました。小樽市では、現在、妊産婦の無料健診は 2 回となっております。今回の新年度の主要施策で 5 回に拡大をされております。そこでお聞きをいたしますが、妊婦・乳幼児健康診査費が 2,400 万円ということで、予算金額の中身について教えていただけますでしょうか。

（保健所）保健総務課長

妊婦・乳幼児健康診査費の中身でございますけれども、トータルで 2,400 万円、昨年在 1,580 万円。今回、妊婦健診は、委員がおっしゃるとおり今までの 2 回から平成 20 年度からは 5 回に拡大するというので、その分が昨年の 950 万円から 1,790 万円に増えております。この 2,400 万円の中で一番大きいのが、この妊婦健診費 1,790 万円。それから、乳幼児の 4 か月健診、これが 470 万円程度、合わせて 2,260 万円程度です。これでほとんどを占めているわけでございますけれども、その他に消耗品と事務経費が 140 万円ぐらいございまして、合わせて 2,400 万円というふうになっております。

千葉委員

小樽市では、現在は妊娠の前期の 19 週までが 1 回と、後期と言われている 20 週以降 2 回ということで無料健診を受けることができますけれども、この 5 回に拡大されることによりましてその健診時期というのはどのようになるか、制約があるのかどうかということで、示していただきたいと思っております。

（保健所）山谷主幹

新年度からの 5 回の妊婦健診でございますが、まず、1 回目につきましては目安としまして 17 週までに受けていただくようになっております。2 回目は 18 週から 22 週まで、3 回目は 23 週から 28 週まで、4 回目は 29 週から 34 週まで、5 回目は 35 週から 40 週までに受けていただくように目安を考えております。

千葉委員

今、それぞれの 5 回のお聞きしたのですが、先ほどの予算措置と関連しまして、1 回から 5 回まで、それぞれ金額の制限というものはあるのでしょうか。

（保健所）山谷主幹

それぞれの金額につきましては、まず 1 回目の健診については 9,950 円、2 回目は 990 円、3 回目は 2,690 円、4 回目は 4,350 円、5 回目は 2,690 円を公費で負担いたします。それから、全期を通じまして超音波の検査が受けられることになっておりまして、この部分につきましては 5,300 円を公費で負担することになっています。

千葉委員

今、2 回目の 18 週から 22 週が 990 円ということで、極端にほかのところより少ないのはなぜなのでしょう。

（保健所）山谷主幹

2 回目がほかの回と比べて少ない金額となっておりますが、各健診の検査内容というのが大体決まっております。2 回目につきましては、問診、診察、体重測定、血圧、尿検査といったような、血液検査などを含まない内容になっておりまして、その関係で金額がほかの回よりも安くなっております。

千葉委員

わかりました。それでは、今回、予算措置でこのように拡大されるということなのですから、実施月につい

ては新年度のいつから適用になるのでしょうか。

（保健所）山谷主幹

開始の時期でございますが、新年度でございますので 4 月からということになっております。4 月 1 日以降妊娠届を出されて母子手帳を発行した方につきましては、健康診査の券を発行いたします。それから、4 月 1 日以前に受診券といいますが、健診の券を発行した方については、4 月以降に出産予定日がある方になりますので、その方々についても、その該当する週数に応じて健診を受けられるように、郵送でお届けする予定になっております。

千葉委員

先ほど 5 回の健診の周期なのですがすけれども、17 週までとか、ある程度期間が決められているということで、例えばそれをずれて健診した場合には、例えば 2 回目の健診が 22 週までと離れているのですがすけれども、これが 23 週、24 週になると 2 回目の健診の受診票は使えなくなってしまうということによろしいのでしょうか。

（保健所）山谷主幹

先ほど、各 1 回目から 5 回目までにつきまして、目安となる週数をお伝えしたのですがすけれども、できれば、このそれぞれの時期に受けていただきたいのですが、それぞれの回で目安の週数がございましたけれども、一応 1 回目と 2 回目については、大体 22 週まで、6 か月の大体中ぐらいいまでに受けていただくように指導していきたいと思えます。それから、後半、3 回目、4 回目、5 回目については、23 週ですから、6 か月の中期以降に利用していただくように、周知、指導をしていきたいというふうに思っております。一応、その目安で受けていただけるようにしていきたいのですがすけれども、多少の時期のずれはやむを得ないというふうには思っております。

千葉委員

では、今のお話ですと、現在行っている前期と後期で、前期は 2 回、後期は 3 回という枠の中で、多少のずれはあっても受診はできるということで理解してもよろしいですか。

（保健所）山谷主幹

そのとおりでございます。

千葉委員

4 月からこの健診が 5 回に拡大されるということで、市民の皆さんにはどのように周知をしていただけるのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

ただいま、この新しい制度につきまして市民にわかりやすいように取りまとめて、近く広報、新聞紙上、ホームページ、それから実際、妊産婦の方々に対しては個別に通知をする予定であります。

千葉委員

ぜひ早急をお願いをしたいと思います。ちょっと初めに質問しました先ほどの関連なのですがすけれども、1 回から 5 回の上限の金額が決まっているということで、母親の母体の健康的な問題ですとかで、それプラス検査費用がかかったりする場合がありますので、その受診票を使って上限を超えた分に対しては、自己負担をすることで、今までどおり受診票が使えるということによろしいのでしょうか。

（保健所）山谷主幹

毎回の健診の中では、公費で見る検査項目というのは決まっておりますので、もしこれ以外に妊婦の何か病的な状況とかによりまして、追加の検査などが必要になった場合については、その部分については自己負担していただくこととなります。

千葉委員

わかりました。それで、本当に今、地域で産み育てる環境といいますが、核家族化が進んで非常に不安を抱えている母親たちが多いのですね。それで今、実家が小樽市外にある場合には、半年前とか出産前から、小樽市外に行

かれる方もいらっしゃると思うのですけれども、第 4 回定例会の中でも、里帰り出産とよく最近言葉が使われていますが、その際に小樽市以外で受診票が使えないということでありました。そういう中におきまして、答弁の中では、札幌市はじめ道内の政令保健所設置市では行っていない状況を挙げて、検討課題とするというお話でしたけれども、これが小樽市独自としてはできない最大の課題といたしますが、問題というのは、どういうところにあるのでしょうか。

（保健所）保健総務課長

政令市の保健所では、それぞれの地域で、地域の医師会と委託料をそれぞれの単価で受付をして、契約しておりますけれども、そういうこともございまして、その地域外の医療機関で一回一回の料金が違うものですから、なかなか違うまちでの受診というのができなかったという状況がございます。今回、小樽市も 5 回の妊婦健診を行うということにいたしまして、医師会に対するその委託料につきましては、北海道の政令市以外の、北海道が北海道医師会と契約している契約単価と同一価格で一応契約する予定となっております。そういう意味で、今回、他の政令市はちょっとまた別のやり方だと思いますけれども、政令市以外の道内の各まちですと、その現地の委託料とたぶん同一料金になるのではないかと思いますので、そうした意味では、一部は除きますけれども、全道のほかのまちで受ける環境は整ってきたのではないかというふうに思っております。それで、その辺を道とかと相談をしてみたいと思っております。

千葉委員

結構要望も多いと思うのです。ほかの自治体では、償還払いといたしまして、例えば小樽市以外でそういう妊産婦の健診を受けた場合に、その領収書とまだ未使用の受診票を添付をして役所に届けて、口座振り込みとかで対処しているというような事例もあるものですから、ぜひそちらの方向性で考えていただきたいというふうに思います。

未熟児対策費について

次に、予算に関連しまして、この未熟児対策費ということについて質問をしたいのですが、前年度予算より 570 万円プラスとなっております、900 万 5,000 円になってございますが、この未熟児対策費というのはどのような対策費なのか、中身について教えていただけますか。

（保健所）保健総務課長

未熟児医療対策費ですけれども、この制度は、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児の治療費を、公費により負担をする制度でございまして、通常医療保険で対応しますが、医療保険では 7 割を保険で負担し、残りの 3 割を患者が負担するわけでございますけれども、その 3 割の部分を、一部自己負担を除いて公費で負担し、これについては、国から 2 分の 1 の補助がある。そういう制度でございまして。

千葉委員

予算がかなり、3 倍近く増えているということは、未熟児の子供が生まれる確率が、小樽市では非常に増えているということなのでしょう。

（保健所）保健総務課長

過去七、八年ぐらいの実績を見ますと、結構年度ごとにばらつきがございまして、特に増えているとか減っているとかという傾向は、ちょっと読みづらいのでございますけれども、特に平成 19 年度の場合は、1 月末現在で予算が、当初予算は 330 万円でございますけれども、既に 650 万円ぐらいの予算を消化しておりまして、いろいろ流用とか財源措置をしながらやっているわけでございますけれども、実際にこれはかかってしまえば支払わなければならない経費でございますので、20 年度につきましては、今のすう勢からして、19 年度並みの予算を当初から見込んでおいた方がいいということで、今回 900 万円という予算を組ませていただきました。

千葉委員

わかりました。今回、無料健診の拡大をされるということで、経済的負担が非常に大きいという声もありまして、

子供をこれから産み育てたいと思われる方には非常に朗報だと思うのです。今、未熟児のことも聞きましたけれども、そういう傾向性もこの健診が増えることで、その前段で防げることも可能かと思いましたが、質問をさせていただきました。

これから厚生労働省では 14 回程度が望ましいが、公費は 5 回程度措置として見てほしいということで方針が示されておりますので、これからもさらに進めていただきたいということを希望しまして、私の質問を終わりたいと思います。

-----  
高橋委員

財政健全化計画の見直し案に関連して

財政健全化計画の見直し案で、まず歳入、入りの方ですけれども、地方税について個人市民税も含めて見直しをされた方がいいのではないかという指摘をさせていただきました。中身が減ということで、現実に沿った内容になってきているというふうに思いますけれども、まず初めに、説明書にありますけれども、2 パーセントから 3 パーセント減にした内容を教えていただきたいと思います。

（財政）市民税課長

個人市民税の推移を見るときには、税制改正とか今までいろいろな景気の動向があり、なかなか難しいのでございますけれども、今回、見直した背景には、数年の実績、平成 12 年度から 18 年度までの平均の伸び率というか減になった率がおよそ 2.6 パーセントでありました関係で、約 3 パーセントの減額を見込んだものです。

高橋委員

私も計算してみました。平成 13 年度から 17 年度、約 7 億 8,000 万円落ちているのです。5 年で単純に割ると 1 億 5,600 万円。見ていたのが約 1 億円ですから、プラス 5,000 万円ということは、なるほど妥当性があるというふうに思っていました。

もう一点大きいのが、固定資産税とそれから都市計画税です。現行の内容と、見直し後の内容とどういう点が変わったのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

（財政）中田主幹

現行の計画は、平成 19 年 3 月に策定させていただきました。固定資産税は、御存じのように 3 年ごとの見直しでございまして、ちょうど 18 年が評価替えの年に当たります。まだ前回策定したときには、18 年度の決算が出ておりませんでした。実際、決算が出た段階で、かなり落ち込みがございましたので、今回、かなりこの辺を厳しくシビアに見ております。現行計画といたしましては、19 年度ベースを毎年 4,700 万円増、これは家屋の新築増などを見込んで 4,700 万円増としております。そして、現行の評価替えの年に、そのときは 18 年度決算が出ておりませんでしたので、15 年度決算で約 5 パーセントの減になり、金額にすると 3 億円ほどの減になっておりますので、それを使って、前回は評価替えの年は 3 億円減という考えであります。何回も繰り返しますけれども、18 年度決算が出て、今回その落ち込みがかなりあったものですから、それを踏まえて見直し後につきましては、平年は増加を見込まず、評価替えの年については約 5 パーセントの減という形で、金額ベースにすると 3.8 億円の減ということで見込みを修正させていただいたところでございます。

高橋委員

平成 20 年度から 24 年度までの減額で考えると、12 億円という物すごく大きい金額です。なぜそれが、以前の現行の計画に多少なりとも反映されていなかったのかというのが、ちょっと解せない部分です。18 年度決算が出なかったからということでもありますけれども、あまりにも希望的予想が、これについては数字的に多かったのかなというふうに思うわけですが、この件についてどのように考えられているのか、見解をお願いいたします。

財政部長

評価替えの年の見直しのところは別にいたしまして、平年度ベースのところを、今申し上げましたように 4,700 万円ほどの増加ですとくと見込んだことは、これは確かにある種の期待を込めてといいますが、国全体の地方財政計画の中でも固定資産税というのは比較的右肩上がりで見えておりますので、そういう状況の中で、期待を込めて見たということは確かにあろうかと思えます。ただ、再度今見直しに当たりまして、改めて固定資産税の状況を見るときに、なかなかそうは見られないのではないだろうかということで、今回見直しをさせていただいているところでございます。

高橋委員

いずれにしても、現実的な数字になってきたということですね。平成 24 年度までの地方税に関しては、31 億円という大きい減少になったわけですけれども、これについてはどのように思われているか、見解を伺いたいと思います。

財政部長

5 か年で 31 億円で、年間平均しますと、現行計画の 6 億円以上、単純に言いますと減るという形になるものですから、正直申し上げまして、健全化計画をつくる上で時間を要しましたのは、やはりこの辺の見込みの仕方でございます。ですが、やはりいくら積算をし直してみましても、この税収の動向というのはある程度固く見なければならぬという状況になりましたので、これをお示しするに当たっては相当の迷いもありましたけれども、こういって見込まざるを得ないという状況もおわかりいただくためには、やはりそういうふうに試算をしたというところでございます。

高橋委員

いや、その方が私としてはいいと思っています。

地方交付税について

次に、地方交付税ですけれども、先ほども質問がありましたけれども、平成 20 年度から 22 年度まで増額ということで、説明もありましたように、財政部の希望的な考え方というふうに思っているのですが、問題は、もしこれが割れた場合に、マイナスだった場合に、どこで吸収できるのかというのが非常に懸念される部分です。この辺の考え方について、あればぜひお聞かせをいただきたいと思えます。

財政部長

平成 19 年度の状況が、まさにそういうことでございまして、一部は減収補てん債という形では補てんされましたけれども、私どもが要望しておりました所得割のかい離の部分については、制度としては一応認められたような形になりましたけれども、残念ながら小樽市への影響額を補てんするという形にはならなかったものですから、その辺のところについては、再度繰り返し国の方へもまた要望していきたいと思えますけれども、現実問題また同じような状況が起きたときには、やはり 7 月に交付税が決定いたしますので、その段階で年度内の予算執行を、また洗い直すといえますか、その辺で見直す。歳入の徴収漏れがないとか、その辺の歳入歳出の対策をとっていくしかないと思っております。

高橋委員

要するに、のり代はもうないのだということですよ。

繰入金について

もう一点、繰入金です。今回のこの大きな穴を埋めるのに、繰入金として下水道事業から大変多くの金額を借り入れするというようになっております。下水道事業については、中央下水処理場の大規模な改修工事をやっているわけで、多額の借金をしなければならないということを考えると、なぜこのような数字が出てくるのかというのが、単純な疑問です。まず、この辺を説明していただきたいと思えます。

（ 財政 ） 中田主幹

今回、歳入の方で下水道事業から借入れを行うことで、この計画をつくっているわけですが、その内容といたしましては、国の制度で、資本費平準化債という起債が制度化されております。この内容につきましては、下水道事業の元金償還期間と、それとその施設の耐用年数が異なっております。具体的に言いますと、耐用年数がおおむね 44 年ぐらいなのですけれども、実際にはその償還を 25 年なり 28 年ぐらいでしております。そういう形で、耐用年数よりも多く元金の償還をしているという部分がございます。その部分、国の方で制度をつくったのが、その部分で資金不足になる可能性がございますので、その部分について新たに起債を入れることができるという国の制度ができましたので、それを下水道事業の方で借りていただいて、資金余剰が出た分を一般会計でお返しするというような構図になってございます。いずれにいたしましても、このまま行きますと、下水道事業への通常の繰出し基準に基づく繰出金も、なかなか一般会計でちょっと用意できないという部分もございますので、そういう部分で下水道でそういう形の資金繰りをお願いして、こういう形になったところでございます。

高橋委員

言葉ではなかなか数字が出てこないのですけれども、下水道に聞きますけれども、問題はないのだと、それは十分組み入れてこれから事業を行っていきけるのだということ、簡単に結構ですので、そのことを教えてください。

（ 水道 ） 総務課長

繰入金の見直しの関係でございますが、下水道事業につきましては、当然長いスパンにおいて計画をシミュレーションしております。そういった中、経営のポイントといたしまして、経営収支、損益収支に黒字が出るのか赤字が出るのか、不良債務が発生するのかどうか、元利償還の推移はどのようになっているのか、そのほかには企業債の残高は減少するのというような、そのような重要なポイントをきちんと検証した中、下水道事業に影響がないということで判断し、今回平成 20 年度から 24 年度までの一般会計への長期貸付金ということで、予算を計上させていただいたところであります。

高橋委員

その一般会計の繰入金が増えている。そして、先ほど言った大規模な工事がある。その償還金の関係と、それから今の一般会計の借入れの関係がわかる資料を出していただきたいのですけれども、よろしいですか。

（ 水道 ） 総務課長

ただいま委員がおっしゃるとおりの資料を作成したいと思います。

高橋委員

特定目的資金基金について

もう一点気になるのは、他会計からの基金も含めて借入れをしているということです。特定目的資金基金の現在残高と、それから平成 19 年度借入額、それから 18 年度までに借り入れた額と、それから償還が残っている残高、これを教えていただきたいと思います。

（ 財政 ） 中田主幹

平成 19 年度だとちょっと数字を整理しなければならないものですから、18 年度でまず申し上げますけれども、特定目的資金基金の残高が 17 億 5,800 万円ございまして、18 年度末でそのうち 9 億 3,000 万円ほど借りています。この基金の中には、あくまで一般会計分の基金となっておりますので、介護の基金などは今入れてございません。そして今そういう形で 18 年度末で 9 億 3,000 万円借りた形で、残りが 8 億円ちょっとですけれども、19 年度でその 8 億円から約 7 億円借りる形の 19 年度予算という形にしています。

（ 「 今まで借りたやつ、金額 」 と呼ぶ者あり ）

それと、今まで借りた金額の残高でございますけれども、まず、18 年度末でお知らせいたしますと、基金関係で

はまちづくり事業資金基金で 3 億円、それと社会福祉事業資金基金で 6 億 3,000 万円を借り入れた形になっています。そして 19 年度で、さらにいろいろな基金を含めて 7 億円借りる形になっております。

高橋委員

そうすると、平成 19 年度末では、現在の残高で言うと 28 億円から 29 億円くらいになりますか。

（財政）中田主幹

特定目的資金からの借入金は、16 億 3,000 万円になりまして、他会計なり、それからそのほかに土地開発基金からも借りておりますけれども、それを含まれますと、平成 19 年度末で 28 億 5,000 万円となる見込みになっております。

高橋委員

ちょっと気になるのは、この特定目的資金、ピーク時の平成 11 年度で約 24 億円あったわけですね。今のお話ですと、18 年度で 17 億円、約 7 億円がずっといろいろな基金をそれぞれの目的で使われてきていると思うのですが、今のお話ですと、ほとんどこれを借入れをしているという状況だと思います。この特定目的資金の支出に影響がないのかというふうに心配をするわけですが、これはどのように返済をそれぞれしていつているのか、他の企業会計、それから基金のそれぞれの内訳で、考え方を教えていただきたいと思います。

（財政）中田主幹

他会計からの借入れと基金の借入れにつきましては、それぞれそちらの、他会計であればその他会計の財政運営に支障がないように、それから基金であれば、それぞれ特定の目的がございますので、その目的に支障がないように、それを大前提に一般会計でお借りしております。実際、そのやりとりですけれども、水道事業会計につきましては、おおむね借りたら 2 年ないし 3 年で償還しております。

それと、今回新たに平成 20 年度で予定しています下水道事業会計からの借入れにつきましては、資本費平準化債、下水道から借りまして、下水道で今度借りたところに戻しますけれども、それに合わせた形で一般会計から返すような形になっていまして、具体的に言いますと、15 年の 3 年据置き、3 年間は利息だけの支払、4 年目から元金の支払が伴ってくる形で考えてございます。それと、産業廃棄物処分の特別会計の借入金につきましては、今のところ、そちらの会計で資金を使う予定がないということで聞いておりますので、今のところは借りた形のままだなっております。その償還につきましては、おおむね 26 年度ぐらいからこの見込みを立てているところでございます。そのほか、土地開発基金、それから特定目的資金につきましても、必要な部分については返しますけれども、基本的な元金の償還につきましては、26 年度以降を予定しております。

高橋委員

要するに、影響のないものは財政健全化計画が全部終わって、それ以降に返すというような考え方でよろしいのですか。

（財政）中田主幹

計画に示しておりますように、平成 24 年度まで、非常に市税の落ち込みということが想定され、厳しい財政運営が続くものですから、大体、計画が終了後に本格的にお返しするというような形の計画になっております。

高橋委員

特定目的資金ですけれども、寄附をされたり基金をつくられた方から見ると、本来であれば目的とは違う使い方を、一時的にもされているということになります。この点については、出した側からすると、どうなのかなというふうにはあるのですが、大変こういう切迫した状況ですから、仕方がないという、意味合いはわかるのですが、その辺の説明だとか考え方があるのかと思うのですが、この辺についてはいかがですか。

（財政）中田主幹

基金ですので、それぞれ目的がございます。その目的に支障がないようにということが大前提でございますし、

そういう基金としては、その運用に当たっては、安全かつ有利ということが大前提になっておりますので、もちろんお返しすることはしますし、それから金融機関に預けていればその定期預金の金利がつきます。その部分につきましては、最低限、一般会計で利息相当分として毎年積み立てる予定にしております。ですから、基金側から見て不利にならないような形の一般会計の借入れを考えているところでございます。

財政部長

委員からお話がありました、寄附された方の立場に立ってといたしますか、お気持ちになったときに、確かに予定外の借入をさせていただいているという形になっております。先日も、ある大口の基金をいただいた方のところにも、私どもの担当者が参りまして、こういう状況の中で基金を崩すということではないけれども、しばらくの間お貸し願いたいと。ただし、その間にあっても、さまざまな状況にあって、その基金を使う予定ができた場合には、その旨の対応はさせていただきますという説明もしてきております。数多くの寄附をいただいておりますので、全員の方になかなか説明はかえませんけれども、また機会がありましたら、広報などいろいろな形を通じて借入れの趣旨なども伝えていきたいというふうに思っております。

高橋委員

いずれにしても、そういう形で説明なり周知なりをしていただいた方が、預けた側としては納得できると思いますので、お願いしたいと思います。

平成 19 年度の収支見込みについて

平成 19 年度の収支見込み、前回聞きましたら、たしかマイナス 15 億 4,500 万円という数字だったと思いますが、確認をしたいと思います。

（ 財政 ） 中田主幹

今定例会に提案させていただいております平成 19 年度の補正予算、その予算ベースで 15 億 4,000 万円ほどの赤字となっております。単年度にすると約 3 億 6,100 万円となります。

高橋委員

この累積の収支を平成 18 年度決算までに何とか持っていきたいというのが目標だったというふうに思います。雪の追加で 1 億幾ら増えたという要因もありましたけれども、不用額も含めて、この見込みがどこまで圧縮できるのかというのがやはり最大のポイントというふうに思っているわけですが、この辺については、どのように考えられているか、見込みを教えてくださいたいと思います。

財政部長

3 月もここまで参りまして、数字の方も大分固まってきてはいるのですが、歳入の税関係の動向がまだちょっとつかみきれない部分がありますので、なかなか数字では申し上げにくいのですが、今申し上げましたように、15 億 4,500 万円の予算上の赤字、それと 11 億 8,400 万円の目標数値の間にありますかい離の 3 億 6,000 万円、不用額等で出ますけれども、歳入でもやはり市税の落ち込みというのが多少見込まれておりますので、感覚で申し上げて大変恐縮ですが、なかなかこの差を埋めるのは厳しいという実感を今は持っております。ただ、何とかこの 11 億 8,400 万円を増やさなくて、累積赤字の解消に持っていきなさいという道の指導がありますので、可能な限り、残された時間は少ないですが、確保できる税収を含めて、歳入の確保に努めなければならないというふうに思っております。

高橋委員

要するに、平成 20 年度の決算から、四つの指標がいよいよスタートするというお話でした。ということは、この 19 年度の決算が非常に大きい影響を与えるだろうというふうに思っております。この累積収支が、結局目標まで到達できないとすれば、その翌年度にそれが持ち越されるということになるわけです。そうなると、この財政健全化計画の見直しを、また見直ししなければならなくなるのではないかとこのように私は思っているわけです。それで、

その 3 億 6,000 万円のこれからの手だて、今年度も含めて考えていかなければ、やはりその四つの指標の一つはどうしてもクリアできないだろうというふうに想像するわけですが、この辺については、どのように財政部としては考えているか、お聞きしたいと思います。

財政部長

実質連結赤字比率の関係で申し上げますと、やはり市長も何回か答弁しておりますけれども、病院の特例債の関係を今一番注目をしております。何と申しましても 20 年度で適用になりますので、今おっしゃいましたように、19 年度の赤字が繰り越されていきますので、その動向というのは非常に大きい点、もちろんそのとおりでございます。

もう一つは、20 年度の単年度収支をどういうふうにしていくかということになってくるわけですが、先ほどのように実質連結赤字比率につきましては、先ほどのように特例債の動向等々がありまして、20 年度がクリアできれば、まず 21 年度に向かっては病院の不良債務も格段に落ちてまいりますので、私どもはやはり 20 年度が山だろいうなというふうには思っております。比率もそうなのでありますが、やはり健全化計画の第一の目的は、今抱えております全国に 25 団体ぐらいしかないと聞いておりますけれども、赤字の状況を何とかして脱却しなければならぬというのが大命題でございます。その部分につきましては、20 年度収支均衡とは言いつつ、大変厳しい予算になっておりますので、年度執行が明けまして、やはりできる対策がないのか、再度また庁内でも検討しながら進めていきたいと思っております。

高橋委員

最後ですが、市長にお聞きをしたいと思います。この見直し案の、当然確認をされて出されているというふうに思っています。大変厳しい内容だということに私は思っているのですが、市長の見解と、それから今年度、来年度に向けてのできるだけ圧縮できるような内容が、市長としてお考えが何かないのかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

市長

今回、財政健全化計画の見直しの計画を出させてもらいましたが、これを実行していくことは非常に厳しい状況というふうに思っています。一つは、市税収入の動向、それから、地方交付税がこのままいくのかどうかという問題もあります。それから、歳出の方では人件費もこれだけの削減ですから、これ以上はどうかという問題もありますし、扶助費は増える一方です。あとどこを見直すことができるか、これからまた新年度早々、見直し部分がどこにあるのか、これはもう十分精査していきたいと思っております。それから、一番我々が問題にしているのは、先ほど財政部長が申し上げましたけれども、地方交付税の算定なのです。現在の交付税の算定では、市民税の所得割の推計値を出した時点で国は算定するため推計値と実際に課税後の数値の乖離が何億円もあるのです。その部分を何とか埋めてくれという話を、我々は要望しているわけです。これを精算方式でもいいし、減収補てん債でもいいし、何らかの形でこの推計値と賦課確定額との差を、どんな形でもいいから埋めてほしいと、これは強力に要望していきたいというふうに思っています。その部分が交付税で一番問題だと思っていますから、これは小樽市ばかりではなくて、北海道市長会でも要望事項として我々が提案したものを取り上げてくれまして、今、国の方でも、盛んに私も機会があれば行って、この話はしています。少しずつですが、改善はしてきていますけれども、やはりまだ強力に言っていかなければならないと思っております。最近読んだ本で、トヨタ自動車の本社があります豊田市が 700 億円の基金を持っているという話で、一体これはどうなっているのだろうと、基金残高で 700 億円ですから、あまりにも都市間の格差がありすぎる。こうした格差の問題も、これからどういう場面で話をしていくか、いろいろな機会をとらえてこういった話をしていきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、この収支計画が、かなり不確定要素がありますので、絶えずチェックしながら進めていきたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 3 時 50 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木委員

今日は、総括質疑ということですが、先ほど来、元気の出ない暗い話が続いておりますけれども、本当に財政がピンチ。ピンチをチャンスに変える、そのためには知恵を出そうということで市長みずから、なつかしい言葉で小樽らしい病院をつくらうということだと思います。病院問題、それから財政問題、学校給食費のことが出ましたけれども、これは明日の総務常任委員会で伺いたいと思います。

オタモイ共同調理場の調理業務委託について

それで、予算説明書の中に出てきました、オタモイ共同調理場の調理業務の委託について伺います。

今、学校給食について、多くの市民といいますか保護者の方から、新たに出ました中国の冷凍ギョウザの問題を含めて食中毒の問題が、国内外を問わず社会問題になっている状況があることは、否定するものではないというふうに思います。それだけに、食の安全のことについては多くの関心が寄せられていると思います。そういうことで、特に学校給食は子供たちが食するものですから、学校給食に関しては、先ほど値上の問題がありましたけれども関心が高いと思います。それで、いろいろと情報が流れていきますけれども、学校給食の民間委託によって、安全性の高い給食をつくることができるのだろうかという不安が、大きくなっているのではないのかというふうに思います。特に、心配の種は、民間委託になった後、十分な監視体制というか、チェック体制というものができるのだろうかというところが、不安のもとになっているのではないかと感じているところです。

改めて聞きますが、今回、このオタモイ共同調理場の調理業務等をなぜ民間委託することになったのかということの説明をお願いします。

（教育）学校給食課長

今、御質問がございました小樽市の全小中学校の学校給食の体制でございますけれども、ここ数年でおおむね大多数の調理員が退職を迎えるような年齢構成になっております。そうした状況もございますし、またお話にございましたように、市の財政状況も財政健全化が第一の課題でございますし、そういった状況も踏まえて、また、今後も給食を安定してつくらなければならないということでございます。そうしたときに、私どもとしては、選択肢として、そういったことを担保できる民間の事業者の活動もございまして、そういった状況も見ても今後の安心で安全な学校給食の調理体制をとっていきたいと考えているところでございます。

佐々木委員

過日いろいろな形で情報が市民の方に、保護者の方にも流れたと思います。そういう中で、いろいろな意見が出されたり質問が届いているというふうに思いますけれども、この間、いろいろと説明したことについて、一定の理解が得られているというふうに認識していますか。

（教育）学校給食課長

これまで、おおむね昨年の段階から、学校の関係者として、オタモイ共同調理場の関係校が11校ございますけれども、PTA三役の方々でありますとか、それから保護者説明会の開催をしてきております。そういった中では、衛生管理体制でありますとか、それからまた、給食の質の維持の問題でありますとか、又は情報提供の問題であり

ますとか、御質問や御意見等がございました。説明会の中では、何回かやりとりをしながら、質疑をしながら、子どもの考え方を話してまいりました。そういった意味では、大方の理解は得られたというふうに考えております。

佐々木委員

行政が進めていることですから、一方的になってはいないというふうに私は思いますけれども、ただ、いろいろな質問や意見が出たときに、どのように対応してきたのかということなのです。聞く一方であったのか、理解を求めるためにどんな努力をしたのか、その辺のところはどうですか。

（教育）学校給食課長

御質問や御意見等が、確かにいろいろございまして、それで、説明会の時点ですべて確定をしていたということではございません。子どもの基本的な考え方として、こういう方針で委託の形態というのは進めたいということではございまして、話をしてまいりました。そうした中で、やはりいろいろな御意見等がございまして、そうした面を例えば補強していくですとか、そうしたことは、委託契約でございまして、例えば契約書をつくって、仕様書をつくって業務の中身を確定していくということになりますけれども、今後そうした中身に反映させていただくということで回答したところでございまして、いろいろと質疑の中ではやりとりをいたしました。そうした意味では、今後に生かす部分、それから御理解をいただく部分ということで話をいたしました。そうした面では、トータルで理解はいただいたというふうに思っています。

佐々木委員

安全な給食をつくるために、どうしなければならないかということについての基本部分ですね。

今回初めて、定例会の方に業務委託費として2,760万円が予算案に計上されました。これは、一般市民の方には出ていないというふうに思います。議会の方に提示があったということでございます。今定例会に出てきた2,760万円は、いわゆる委託業務という形になっているわけですが、この目的と内容について、説明してください。

（教育）学校給食課長

2,760万円の業務でございましてけれども、現行の直営体制で調理員が行っている調理の関係、それからまた、用具の洗浄の関係、それからまたそれに伴う清掃業務の関係でありますとか、そういったものが主になってございます。それから、一部ボイラー業務の委託等も含んでおりますのが業務内容でございます。それを遂行するために、今回、業務委託ということで計上しているところでございます。

佐々木委員

それで、2,760万円の積算の根拠といたしますが、その辺のところを少し具体的に説明してください。

（教育）学校給食課長

今回の予算案を策定する前段で、業者の方から参考見積りということでいただいて、そういった内容を基に、それが適正かどうか、妥当かどうかということを検討してまいりました。それで、私どもは、とりわけ調理の体制ですと、今までおおむね16人という人員が、標準的な人員ということで行っておりましたので、そういったことを前提として、この経費の額がどういうふうに見積りされるかということで見えてまいりましたし、今回、そうした内容を見る中でも、おおむね妥当なものではないかというふうに考えております。それからまた、人件費以外にも物件費の関係がございまして、例えば調理員の被服の関係でありますとか健康診断の費用でありますとか、消耗品の関係がございましてけれども、そういった内容も含めて所要の額というふうに考えられましたので、そういったものを合わせて今回の予算案ということで、提出させていただいてございます。

佐々木委員

もう少し2,760万円の積算の内訳について、この辺のところを説明願います。

（教育）学校給食課長

今申し上げましたとおり、調理の体制につきましては、16人ということでこれを標準の人員ということで想定を

いたしております。それで、先ほどお話がございましたように、安心・安全な学校給食ということでございますから、受託会社の方にも、きちんと責任体制をとっていただくということで、その中で調理員の体制の中でも、責任者、副責任者を設定していただこうと思っています。そして、そういう方々については、栄養士又は調理師でありますとか、そういった有資格の人間を立てて、しっかりとした責任体制をとっていただくと同時に、私どもともよく連携をとっていただきたいと思っております。そうしたことも含めまして、先ほどのうち人件費相当分がおおむね 8 割、それから先ほども申し上げました物件費の関係がおおむね 2 割ということで見えております。しかし、今後また業者によりまして、こうした中身については、まだ変動する要素はあるものというふうに思います。

佐々木委員

積算の根拠については、人件費にどれだけかかるかといったことがあると思いますが、おおむね 8 割が人件費とのことでした。そうしたら、聞きますが、現状は職員で調理業務をやっています。これにかかわる経費の関係ですが、実態とすれば、どれぐらいかかっていますか。

（教育）学校給食課長

およその額で申し上げますと、例えば仮に 1 人の人件費が 700 万円程度だとしますと、16 人ですみますから、そうすると 1 億円ぐらいは人件費としてかかっていると思います。そのほかに、物件費ということで、今のオタモイ共同調理場で大体 5,000 万円ほどでありますから、あわせまして 1 億 5,000 万円程度が調理業務の人件費と物件費の部分でございます。

佐々木委員

それで、業務委託は、それに見合う形で、現行の 16 人体制でやります。それにかかる経費が約 2,760 万円ということで、比較するとそうなりますね。1 億円強の人件費の分を 2,760 万円に圧縮するというで押さえていいのですか。

（教育）学校給食課長

今申し上げましたのは、年間の人件費というようなことで申し上げましたので、今回、委託費として計上しておりますのは、平成 20 年度の 2 学期からですので、8 月からということで期間を想定しておりまして、12 か月分ではなくておおむね 8 か月分ということで計上してございますので、ちょっと差があります。

佐々木委員

いわゆる体制は、委託業者の方に現行と同じだけにすると、チェック体制も同じということで、委託業者がする仕事の業務内容を含めてお知らせください。

（教育）学校給食課長

先ほど、基本的には調理員が行っている業務を委託業務とするということで答弁しましたけれども、具体的な体制としましては、今のところ責任者を定めて、日々調理場の栄養士と連絡をとりながら、献立、調理の関係の打ち合わせをします。それに先立って、調理の関係につきましては、例えば作業工程表、作業手順、そういったものを作成していただいて、そういう中でその日の調理の体制等をしっかり確認しながらやっていきたいと考えております。そのほかにも、私どもも調理ばかりではなくて、例えば場内の点検でありますとか、衛生管理面のチェックなどもございます。そういった面では気をつけて、いろいろなチェックをしておりますけれども、日々委託業者の業務環境をきちんと確認しながら、また、場合によって改善が必要であるなら、業者ときちんと協議をできるような、そういう体制をつくって安心・安全な衛生環境の体制でいきたいというように考えているところであります。

佐々木委員

正規職員で年間 1 億円を超える人件費で、それで 8 月から実施するとしても、12 か月間ではないけれども、2,760 万円というその金額で、丸々委託業者に、その条件でやってもらうということですか。

教育部川田次長

今回のオタモイ共同調理場の業務委託は、先ほど学校給食課長からも答弁しましたように、大多数の調理員が定年で退職するということになっています。そして、小樽市でも行政の効率化ということを進めて調理員を新しく採用するということはしてごさいません。そういう中で、安定した給食を供給するというのが我々行政としての使命であります。そういった観点で、今回の委託をさせていただこうというふうに思っております。ですから、行政の効率化の中には、当然金額的な部分も入っております。調理員が 1 億円かかるから、その分を委託会社という発想ではごさいません。やはり行政の効率化を求めていって、安全で安心な給食を安定して出したいという、それが最大の目的であります。それが何といひますか、お金をかけない、例えば 2,760 万円なりでできるのであれば、それにこしたことはないと言うと表現はよくないかもしれませんが、我々としてはそういった形で、先ほど言いましたように使命を果たしていきたいという思いは変わってごさいませんので、そういった思いで今回の委託を提案しておりますので、御理解願います。

佐々木委員

それで、先ほど聞いたのは、積算の根拠の部分をお示しく下さいと聞いたのです。今の答弁からしますと、2,760 万円の委託料ということは、これは予算の見積りの段階で出たわけですか。そうすると、その体制を 16 人でやる。それで、被服の関係もつくる。調理業務の仕事の内容はほとんど同じという状況です。その部分については、市の職員もしっかりと監視体制をつくっていくということですね。

教育部川田次長

今、オタモイ共同調理場の調理員は 16 人でございまして、この 16 人の体制でやはり給食をつくっていくというのは変わりごさいません。そのほかに、道費でございまして栄養士が 2 人おります。そのほかに、場長、事務長、それから事務員という形の体制は変わりません。それで、栄養士が献立をつくって、そして調理員、責任者の方にきちんとした組み立てで流れてという形で指示をしますので、現在と変わりなく給食ができると思っております。

佐々木委員

そういう面で考えれば、委託業者に係る人件費というのは、先ほど 8 割と言っていました。だから、その辺のところは、委託業者が雇用する条件とか、そういうものがある程度わかってくるというか、そういう状況で積み重なっていったのではないかというふうに思うのです。だから、人件費の中でいわゆるどういう雇用条件をつくって、どういう労働条件の中で作業を進めていくのですか。

教育部川田次長

これは、私どもの方でこういう予算の見積りを財政部に示したのですけれども、委託業者の方がそういう条件でできるかといひますと表現がよくないですが、選定をするわけですけれども、ただ一方的な選定ではなくて、金額だけではなくて、いろいろな条件を付して我々は選定していくことになります。そういう中で業者の方が、例えばこういうふうに話すとよくないかもしれませんが、人件費が高いからきちんとできるとか、安いからできないとかということではないと思っております。やはりそういった業者の方が、きちんと自分がこの学校給食について責任を持って請け負ってもらおうという形になりますので、そういう中で私どもとしては対応していただけるというふうに思っております。

佐々木委員

安心・安全な学校給食を、現状の中では厳しくチェックしながらつくっています。それを業務に委託にするのだからということで、今の条件の中で、しっかりとした、安心・安全、質の高い給食業務ができるのかというふうに心配するのです、そうならば、今でさえもしっかりとつくっていかなければならないのだけれども、いわゆる民間に業務を委託するといっても、業務の内容によります。だから、今の状態の中で民間業者に委託しても、質の高い安心・安全な給食をつくるために、いろいろと考えなければならぬのだらうと思うのですけれども、今の状態ですと、

ある程度丸投げするような感じにも聞こえるものですから、2,760万円で中身は委託業者に振り分けていくということで、そういう条件の中で、本当に質の高い安心・安全な給食がつかれるのかという心配はします。それを、質の高い安心・安全な給食を提供するために、とる手だてというのは、教育委員会の方ではどんなことを考えていますか。

（教育）学校給食課長

人件費の水準についての御指摘もございましたけれども、私どもはやはり安全・安心な給食ということでは、従業員の安定的な雇用というのも一つの条件かというふうに思っております。そうしたものの衛生管理対策の確保に結びつく面もあるのではないかと考えています。そうした面では、従業員の賃金の面でありますとか、また、例えば地場の賃金水準の比較でありますとか、そうしたのもプロポーザルで見えていくことになりまして、また、会社として従業員の安定雇用はどう図っていくのか、どう努力していくのか、こういう点での考え方でありまして、そういった仕組みも聞いて、よりよい業者を選んでいきたい、そのように考えております。

佐々木委員

心配な点は、先ほど言ったように、きちんとした業務の監視体制がきちんとしていて、それをつくった上で業務を進めていくことになるのだという保障というのか、そういうことがしっかりとつくられていくべきだし、いかなければならないというふうに思っているのです。それで、心配するのは、今これは初めてのケースですね。第二病院で給食調理業務を委託した。ここのところの部分については、小樽市の場合は学校給食の業務を民間委託というのは初めてですね。他都市ではありますか。

（教育）学校給食課長

道内でも近隣の都市で、学校給食等で民間委託の体制で行っているところはございます。具体的に申し上げますと、近隣ですと北広島市、それから伊達市等ですすでに実施しております。

佐々木委員

十分な安心・安全な給食をつくるということに立った上で、今これからの部分ですけれども、実施が8月からです。業者をこれから選定していくわけです。それで、選定の基準、こういうのはもうでき上がっているのですか、又はできていないとすれば、これはどのようにつくっていくのか。そしてさらに、今、予算ですから、この後、8月の実施までの間に、どのようなことをするのか、その辺をお聞かせください。

（教育）学校給食課長

今後の進め方等でございますけれども、先ほどございました事業者の選定の考え方でございますけれども、新年度に入りましてから、選定委員会を設置し、そうした中で、若干先ほど選定の考え方を申し上げましたけれども、その中で決定していただこうと思っております。私が申し上げたのは、事務段階での素案ということでございます。今考えておりますのは、おおむね5点ほどございますけれども、一つは学校給食の運営の関係でございます。企業としての運営方針でありますとか、それから安心・安全に向けた体制ができるような、そうした受託者側の協議・対処法。それからまた、次の2点目としましては、衛生管理能力という面があるかと思っております。衛生管理の面ですとか、例えば異物混入の防止策でありますとか、従業員の研修はどう行うのかですとか、それから、衛生検査はどうするのか、そういった点があると思っております。また、次に3点目でございますけれども、その業務遂行の能力がどうかという面があると思っております。先ほども申し上げましたけれども、やはり調理にかかわる作業工程でありますとか、作業動線が作成できる、そういった能力でありますとか、また、業務の実施体制が組織的にどうなのか、それからまた、集団給食、大量調理の受託実績を持っているか、そうした面があると思っております。それからまた、4点目として、企業の信頼性ということで経営状態の問題でありますとか、それから今までの営業の状況でありますとか、そうした面をチェックしていかなければならないと考えております。それから最後に、経済性ということで、先ほども人件費の水準のお話がございましたけれども、見積価格の適正さと申しますか、そういった点も

ありますし、それからまた、消耗品の管理等も十分行ってもらうこともございますから、効率的な施設管理、そういった考え方がどのようにあるかといった点があると思っております。こういった考え方を選定委員会の中でも語りながら、正式に選定していきたいというふうに考えているところでございます。

また、新年度に入ってからの流れでございますけれども、おおむね 4 月に選定委員会を設置し、そうしたことを鋭意決めていただきまして、おおむね 6 月までの段階で業者選定を行いたいというふうに考えております。その後、2 学期の給食開始日は 8 月 21 日でございますので、それまでの間は所要の準備期間ということで進めてまいりたいと考えております。

佐々木委員

その間ということで、選定作業がありますけれども、一番心配しているのは市民周知の関係というか、心配されているわけですから、その辺のところを情報提供しながら、取り組んでいるということを懇切丁寧に知らせておくことが必要だというふうに私は考えます。よろしく願いいたします。

除雪体制について

除雪体制の問題で、3 月で年度末を迎えていますから、除雪の総括という観点で質問していきます。現状、今冬の積雪量にあわせて補正を 1 億円組みました。その経過と流れ、あわせて今年に入ってからいろいろな面での苦情とございますか、そういうたぐいのもも整理しながら、一定の総括をしてください。

（建設）雪対策課長

何点か御質問がありました。今年の降雪状況でありますけれども、3 月 11 日現在で申し上げますと、昨年度の降雪量 439 センチメートルに対して、今年度につきましては 464 センチメートル、プラス 25 センチメートルの今年度増となっております。また、積雪深につきましては、昨年度 68 センチメートルに対しまして今年度 71 センチメートル、プラス 3 センチメートルという状況になっております。また、積雪深のピークでございますけれども、平成 18 年度につきましては 3 月 18 日の 92 センチメートル、今年度につきましては 2 月 26 日の 126 センチメートルという状況になってございます。

次に、補正額の関係でございますけれども、1 月が低温ということと真冬日が連続 19 日間続いたという状況、また 2 月に入りまして、2 月 11 日から 19 日の連続降雪、また 2 月 23 日から 24 日にかけての台風並みの低気圧による吹きだまりの処理、このときに集中的に中央ふ頭に持ち込まれた雪の処理、これは民間と公共もございますけれども、それが雪捨場の処理の増加を伴ってございます。また、さらに路面管理に伴う砂散布の増、砂箱の砂補充等の増加が主な要因となっております。その中で委託料につきましては、約 1 億 1,700 万円の増、また、ロードヒーティング等の需用費等の精査を行いまして、減額として約 1,500 万円、トータルして 1 億円の増ということになってございます。

苦情と要望等の関係でございますけれども、現在集計がまだ間に合っておりませんので、2 月末の状況で説明いたしますけれども、総件数 808 件、その中でも除雪の依頼が 200 件程度、除雪後の苦情が 180 件程度、排雪依頼が 130 件程度、これらの三つが、この 808 件の主な部分を占めてございます。

佐々木委員

3 月中も作業をやっているのですね。今後の作業について説明してください。

（建設）雪対策課長

今後の作業ということでございますけれども、3 月に入り 9 日までに大きな排雪につきましては終了してございます。その後、気温も上昇しまして、ある程度舗装も出ている状況になっております。そういう部分でいきますと、今後の作業につきましては、通常雪割りという業務につきまして残っている分がでございます。3 月 31 日までその部分で作業が残っている状況になってございます。

佐々木委員

最後の部分の今後の除雪については、恐らく今の状況からすると、補正をした 1 億円をさらに超えるということではないのですね。

（建設）雪対策課長

補正の時点で、3 月いっぱい作業を見込みまして出した数字でございますので、現段階では超えるような状況にはなってございません。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

除雪について

今、民主党の方から除雪のことで質問がありましたので重複する点が若干あるかもしれませんが、簡単に質問いたします。まず、平成20年度の除雪の予算を組んでございますけれども、いつも除雪につきましては、地域の方から除雪が来ないというような話を受けるのですけれども、そういう中で、この積算した予算で、そもそもどのような感じの中で除雪をやるのだという、そういう基準があれば、それをお聞かせください。

（建設）雪対策課長

除雪の基準ということでございますけれども、幹線道路、第 1 種路線につきましては降雪10センチメートル又は10センチメートルを超える状況があった場合に出勤するという基準になっております。また、第 2 種路線につきましては降雪15センチメートル若しくは15センチメートルを超えることが予想される場合、第 3 種路線につきましては、通常、圧雪管理をしております、わだちが15センチメートル以上発生するような状況になりますと、出勤するという基準でございます。

吹田委員

それで、そういう降雪量に合わせてやっていますけれども、この関係で、一応想定としましては、この降雪量が、一冬で何回あると考えていますか。

（建設）雪対策課長

降雪に合わせた除雪の回数ということでございますけれども、私どもは過去の実績なり経験を踏まえまして、回数を決めてございます。そういう中における、当初設計に見込んでいる出勤回数でございますけれども、第 1 種につきましては約18回、第 2 種の 2 につきましては12回、第 2 種の 3 については 8 回、第 3 種の 4 については 4 回、第 3 種の 5 につきましては 1 回として計上してございます。

吹田委員

こういう形になっているのですけれども、今回の平成19年度につきましては、1 億円の追加予算を組んだのですけれども、私のところは最初あの大雪が来るまでは、相当除雪費は余るだろうというふうに考えておりました。それで、あの段階までのところでは、想定した回数と実際に出た回数というのは、どのぐらいの乖離があるのですか。雪が降る前までです。

（建設）雪対策課長

2 月11日からの連続降雪と、2 月23日の部分以前の出勤回数でございますけれども、ただいま資料を持ち合わせていないので、申しわけございませんが、当初想定した回数内ということで認識しております。

吹田委員

それでは、そういう細かな数字はともかくとして、そもそもその段階までの想定というか、実際にやったときについて皆さんが考えたものの中でどの程度の仕事量をしたか、例えば 2 月11日までについては大体このぐらいの量

があるだろうと見込んでいたものが、その何割程度が行われたか。そんなに細かくなっていいのです。6 割か、8 割か、9 割かという、こういう程度でいいのですがいかがでしょうか。

（建設）雪対策課長

先ほど言ったように除雪回数では今申し上げられませんが、地域総合除雪の 2 月 14 日までの執行率で申し上げたいと思います。全体の執行率でいきますと、約 70 パーセント弱という状況になっております。

吹田委員

私の方でこういうものの中で見ますと、7 割という数字が私はそうかなと一瞬考えたのです。なぜかという、実を言うと大変気温が下がってましたからほとんど雪が降らなかった。気温が下がるときに雪は降らないときもございいますから、だから確かに砂をまくという作業についてはあったわけですけれども、これは私はその関係は非常に効率よく除雪が行われたと考えていまして、今 7 割という数字を聞きましてそんなにだったのかという感じでございいます。そういう中で今回特別な形の中で 1 億円ほどが組まれたということですが、今想定しますとこれから雪はほとんど降らないだろうと私は考えていますけれども、そういう中では、今回の 1 億円の補正予算も含めてトータルの中で、私はまた余裕が出るのかと思うのですが、今のこちらの質疑の中では大体その予算でおさまるだろうと、それを全部使うのではないかという話ですが、私は余っているのですが、その辺はどうですか。見解が違いますから。

建設部長

今、委託の部分の方を照らしての議論に集中していますが、9 億 5,000 万円全体の中では、そういった機械力による委託のほかに、ロードヒーティングの電気代とか、さまざまな費用があって動いています。それは、総合除雪という機械でやる部分は約 5 億円ですが、その部分でいけば確かに 70 パーセントという話が見えますけれども、全体でいったら、やはりそれだけのかかるものはかかっているのです。その中で、確かに 3 月に入って補正後、おかげさまで暖気になっています。そういった意味では、今後、予定をしていた雪割りとかそういうところは目減りしていきますので、若干のことは動きますけれども、当初組んだ内容から大きくマイナスにはならないというふうに思います。

吹田委員

この辺につきましても、失礼ですが、私は常にお金が余るだろうということばかり考えているものですか。

それで、また予算の関係に話を戻しまして、今ガソリン税の問題がございまして、これではいわゆる除雪があるのだというガソリン税の中に、これに、小樽市の場合も、除雪にかかわって特定財源からお金が来ているのか、いかがですか。

（建設）庶務課長

はっきりした金額はわかりませんが、一応特定財源からの除雪費は来ております。

吹田委員

予算説明書に記載してある、4,400 万円ほどの金額がそうなのかと思ったのですが違うのですか。

（財政）中田主幹

本市で言う道路特定財源に関する収入還付は、地方道路譲与税、それと自動車重量譲与税、それと自動車取得税、この三つが特定財源に係る収入でございまして、平成 18 年度で申しますと、特定財源の暫定分となると 2 億 7,000 万円ほどの金額となります。

財政部長

委員がお尋ねなのは、除雪費の部分の特定財源があるかというお話かと思うのですが、予算説明書に記載してあります 4,400 万円と申しますのは、国道ですとか道道の排雪に当たって、そういう機関から雪捨て場の管理費用をい

ただいているものです。基本的に、除雪費にかかわる一般財源でございますけれども、普通交付税なり特別交付税の中で、積雪寒冷地ということで、除雪費という項目は特別交付税の方になりますけれども、普通交付税の方でも一定程度、道路整備費の中でカウントされているという状況にはございます。

吹田委員

今、年度末に向けて道路特定財源がなくなる可能性もあるのではないかと感じて見えてまして、それがいいかどうかというもまた議論があるのですけれども、そういう中で、こういうものがなくなった場合に、こういう除雪の関係を含めて小樽市にとってどの程度影響があるのかということについては、いかがですか。

財政部長

平成20年度の予算で、暫定税率部分で申し上げますとおよそ2億5,000万円ぐらいだと思いますけれども、そういう部分が暫定税率による部分になります。ですから、これが仮に、今、国会で相当もめていますけれども、こういう審議が流れまして、その部分の税制改正がないということになりますと、単純に申し上げますと、その部分の税収がなくなる、譲与税関係の収入がなくなるという形になります。趣旨は道路関係の財源ということですので、私どもとしては除雪費を含めて道路維持関係の財源の一部として使っておりますので、もしそういうことになると、大変苦しい財政運営につながることは間違いございません。

吹田委員

これにつきましても、目的税の関係でございまして、その趣旨の部分で若干判断が難しいところもあるのですけれども、そういう形でございます。私は、除雪につきましては、毎年、地域の皆さんから、「除雪は、除雪は」ということでございまして、私は、限られた予算ですが、いわゆる苦情処理の関係につきましては、やはり一番大事なことは、先日の皆さんの話の中でもあるのですけれども、除雪をする方々の技術を上げていただくしかないのではないかと思います。ですから、そういう面では、私はこの限られた予算の中で、いかに効率よく、また地域の皆さんに喜んでもらえるような除雪ができるか。今、平成19年度の総括的な質問をされた方もいたのですけれども、私は来年度に向かって、これについてきちんと限られた予算の中でできるような体制づくりというものをもう一度つくっていただきたい。また、本当は、この苦情の受付をしている方が1人が2人いるその方だけが対応している感じがあって、大変な苦勞をしているなと思っています。やはりああいうものにつきましても、私は現場でやっている方々に、その実情がきちんと伝わっているかどうかということはずごく疑問を感じて見まして、その辺につきまして、市建設部の方ではどのように考えているのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

建設部長

今、委員が御指摘のように、毎年、除雪に対しては必ず夏に向けて検討をしています。昨年は14項目の見直しをし、今年度は6項目の見直しをしたという形の中で、市民の方に御理解をいただけるような内容になるように努力をしております。今御指摘の部分もありましたし、それも含めてもう一度、また4月以降夏に向けて、いろいろと住民の方とかJVの方とか、小樽開発建設部、小樽土木現業所など関係機関とも打合せをしながら、よりよい除雪ができるように頑張っていきたいというふうに思います。

吹田委員

今、大変力強い言葉をいただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時44分

再開 午後5時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

菊地、新谷両委員より、別紙お手元に配布のとおり修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。

新谷委員

日本共産党を代表して、議案第 1 号平成20年度小樽市一般会計予算に対する修正案の趣旨説明をいたします。

平成20年度予算案は、17億5,000万円の財源不足分を他会計、基金からの借入れと公的資金の借換え、さらに職員手当などのさらなる削減約 5 億3,000万円を充て収支均衡を図っています。

しかし、我が党は職員の期末手当を削減することには反対です。期末手当削減は、職員の生活に打撃を与え、それによって購買力の低下など、小樽経済に打撃を与えるものと考えからです。ただし、職員期末手当0.9か月削減分 3 億8,816万2,000円のみ戻します。

市民生活応援の事業としては、障害者自立支援、低所得者利用料負担助成事業に7,108万3,000円、負担が増える後期高齢者医療制度の低所得者保険料の法定 7 割、5 割、2 割軽減に0.5割上乘せ相当分を市独自に助成し、その分がおよそ2,400万円、子供の教育応援で特別支援員 7 人を追加し、588万円を上乗せします。

また、地方の景気が回復しない上、石油の高騰、物価の値上がりなどで営業は厳しさを増しています。我が党がかねてから提案している無利子、無担保の駆け込み緊急資金、年度末一括返済で5,000万円を計上しました。これらの財源は、有価証券の売払い、石狩湾新港管理組合負担金の80パーセント公債費分を削減、住基ネットの関係経費、土地開発公社の貸付金削減などを充てます。

今、国の地方交付税の大幅削減で、地方自治体財政は大変厳しい運営を強いられています。市民と職員犠牲の市政にしないためにも、地方交付税は平成15年度の水準に順次戻すことを求めて提案といたします。

皆さんの賛成をお願いいたします。

委員長

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、ただいま提案されました議案第 1 号に対する我が党の修正案に賛成、原案に反対、議案第 2 号ないし第12号、第14号ないし第17号、第22号、第26号、第27号、第32号、第33号、第39号、第41号、第43号及び第48号に反対の討論をします。

昨年の参議院選挙で示された地方の反乱への対策として、若干の手直しをされた地方財政対策は、実質的な地方交付税、臨時財政対策債、地方交付税の合計が、約4,000億円増額になり、自治体にとって楽になるとまでは言えなくても、少しは息がつける状況になるのではないかと総務省の説明です。しかし、長引く不況の下、地方税収の引き続き落ち込みを補てんする交付税措置には、ほど遠い内容です。

こうした政府の地方財政対策に加え、公立病院改革ガイドラインに示された改革プランの策定、新病院建設に向けた不良債務解消の課題など、市財政は重大な局面に直面しています。市民生活は、税制改悪による増税、社会保障費の増額、賃金抑制、倒産で困難を脱しきれていないのが実情です。加えてこの 4 月から、医療制度の改悪による後期高齢者医療制度が実施されようとしています。保険料の年金天引き、保険証の容赦ない取上げ、診療内容の抑制など、全国500を超える地方自治体から中止、撤回の意見書が上がるほど国民の理解を得られないものです。こうした制度の導入に賛成するわけにはいきません。平成20年度予算案は、地方自治法の趣旨に沿ってこうした市民生活を守るものになっているかどうかが問われます。

しかし、示された20年度一般会計予算案、また特別会計予算案では、職員手当のカットによる大幅な職員給与削

減と他会計からの借入れによって財源手立てをするというものですし、子供たちの健やかな成長や安全・安心な給食を提供する保育所や学校給食の民営化など、市民サービスの低下をさらに拡大するものです。我が党が指摘してきた石狩湾新港管理組合の負担金など、聖域なく無駄を見直すことはされていません。

我が党提案の修正案は、厳しい財政状況の中でも、住民の福祉向上に献身的に奮闘されている職員の給与削減幅を極力抑え、後期高齢者、低所得者、障害者自立支援、障害者生活支援、中小企業経営を守ること、こういったことに予算を分配する、そうしたことを立場としています。市長提案の予算案を我々が認めるということは、市民に対して政府の悪政をそのまま容認するということになるわけで、そういうことは認められないということを申し上げ、詳しくはその他の議案の理由なども含め、本会議でさせていただくことを申し述べまして、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第 1 号に対する修正案について、採決いたします。

可決することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について、採決いたします。

原案どおり可決することに、賛成の委員は御起立願います

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第 2 号ないし第 12 号、第 14 号ないし第 17 号、第 22 号、第 26 号、第 27 号、第 32 号、第 33 号、第 39 号、第 41 号、第 43 号及び第 48 号について、一括採決いたします。

いずれも可決と決定することに、賛成の委員は御起立願います。

（賛成者起立）

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告はいずれも承認と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも菊地副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。